

令和2年12月 8日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月8日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 議案第49号 東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第50号 東庄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第51号 財産の無償貸付について
- 日程第 9 議案第52号 香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第53号 令和2年度東庄町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第54号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第55号 令和2年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第56号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(13名)

- 1番 越川良男君
- 2番 柳堀忠君
- 3番 桜井荘一君
- 5番 宮澤健君
- 6番 佐久間義房君
- 7番 板寺正範君

8番 花香孝彦君
9番 大網正敏君
10番 城之内一男君
11番 高木武男君
12番 鈴木正昭君
13番 土屋進君
14番 山崎ひろみ君

欠席議員（1名）

4番 土屋光正君

出席説明員（13名）

町 長 岩田利雄君
副町長 金島正好君
監査委員 平山茂君
総務課長 向後喜一郎君
町民課長 伊藤雅晃君
まちづくり課長 鈴木秀樹君
健康福祉課長 海上孝君
会計管理者 渡辺佳則君
病院事務長 寺嶋利和君
農業委員会事務局長 土屋富士雄君
教育長 五十嵐正憲君
教育課長 多田克己君
生涯学習担当課長 前田泰孝君

出席事務局員（3名）

事務局長 笹本忠男
次長 石毛美恵子
主査 岩瀬知博

(午前10時00分 開会)

議長(山崎ひろみ君)

おはようございます。ただいまの出席議員は13人です。

4番、土屋光正君から、病気治療のため本日からの12月定例会に欠席したい旨の届出がありました。

ただいまから、令和2年東庄町議会12月定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番 高木武男君、2番 柳堀忠君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

5番(宮澤 健君)

令和2年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る12月1日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案8件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から明日12月9日までの2日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は5人の議員から通告がありましたので、これを行い、延会といたします。

明日、9日は、10時に本会議を開きまして、議案第49号から議案第56号までを順次、それぞれ上程し、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合の議会報告等を行う予定です。

以上で議会運営委員会におきまして決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月9日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から12月9日までの2日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和2年9月1日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、10月22日、第2回行政協力員まちづくり会議を開催しております。本年最後の会議として、地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、2ページ上段の防災関係ですが、記載のとおり6件の災害時の応援協定等を締結いたしました。万が一、災害が発生した場合においても、迅速な対応が可能となるものと考えております。

次に、2ページ目下段の学校跡地利活用関係でございますけれども、11月14日に神代小学校利活用に係る住民説明会を開催し、事業内容について、ご理解をい

ただきました。

次に、町民課の関係でございますけれども、3ページ目中段からの賦課徴収関係で、町県民税等の新規・更正分納税通知書を記載のとおり発送しております。これからも徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目の国民健康保険関係では、中段に記載のとおり、特定健康診査を実施いたしました。今年は三密を避けるため、受診日を指定し、コロナ感染対策にも留意しながら実施をしております。

次に、健康福祉課の関係でございますけれども、8ページ目の福祉関係で中段の高齢者福祉関係に記載のとおり、敬老祝金の贈呈、金婚・米寿をお祝いする会、また、満百歳のお祝いを行いました。今後とも高齢者が元気に生き生きとした生活を送れるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、9ページ上段から10ページの衛生関係、そしてまた保健関係で、記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、11ページ目の介護保険関係では、認定状況や各種サービスの利用状況を、下段から12ページにかけては、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載しております。老人福祉はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、まちづくり課の関係でございますけれども、12ページ中段から13ページにかけて、建設関係で、舗装補修工事等の14件の工事と測量業務委託等の8件の委託業務を発注いたしました。

次に、農林水産関係でございますけれども、14ページ目上段に記載のとおり、切り花配布事業を実施しております。町内の切り花農家への新型コロナ対策の支援を目的に、切り花を町内の福祉施設及び公共施設へ配布をしております。

また、下段に記載の橋梁点検業務等、2件の委託業務を発注しております。

次に、15ページ、商工・観光関係で、雲井岬つつじ公園のトイレ再整備工事等、2件の委託業務の発注をいたしました。

中段から下段にかけては、プレミアム商品券販売や中小企業再建支援金等の新型コロナ感染症対策に関連し、実施した支援事業を記載しております。

また、町民の皆様の笑顔と元気を取り戻すため、11月8日に「とうのしょう花火」を実施いたしました。

次に、16ページ、水道関係でございますけれども、消火栓修繕工事を発注いたしました。

最後に、17ページ中段の東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ40.79人と106.07人となっております。新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、減少傾向となっておりますが、今後とも感染症対策に十分留意し、運営してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、18ページ、1項目め、教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、記載のとおり開催いたしました。また、10月12日に教育委員が小学校、中学校とこども園、給食センターを訪問して、教育関係の施設整備等についての要望を聞いてまいりました。

次の2項目め、学校教育関係の（1）諸会議の主なものとして、9月26日に保護者52名の参加を得て、こども園入園説明会を開催いたしました。11月1日時点で該当者83名のうち74.7%に当たる62名の入園希望者の申込みがありました。

また、11月28日には閉校した神代、橘、石出、東城の旧小学校の地域の方々に開放し、726人の皆さんが来場してくださいました。来場くださった皆さんから東庄小学校、東庄中学校に対して23万4,421円の寄附をいただきました。

続いて、（3）契約関係ですが、小学校の手洗器設置、中学校のベランダ等手すり補修工事、野球場バックネット改修工事を実施いたしました。また、次の19ページ上段にありますように、先の臨時議会において可決、承認をいただきました電子黒板の導入をいたします。

（4）指定寄附の主なものとして、東洋合成株式会社千葉工場様より東庄町奨学基金として200万円、東庄町養豚経営者協議会様より学校給食用食材として豚肉ヒレ肉等、56キログラムを頂きました。

中段の3項目め、生涯学習関係では、(1)のとおり2件の清掃業務、維持管理の契約をいたしました。

続いて、20ページにかけての生涯学習、社会体育、公民館や社会教育関係、図書館関係の各種事業は記載のとおり開催いたしました。新型コロナウイルス感染症状況を見ながらの開催でした。その中で、11月15日に実施しました社会体育事業の家からウオーラリーは町内の2コースを392名の参加をいただき、開催することが出来ました。

最後に、6項目め、学校給食センター関係では、9月から11月までの3ヶ月の給食数は6万1,839食でした。9月からは新しい給食センターで作られた給食を配給しております。新しい給食センターの給食を食べている子供達からは、温かい給食になったことで、おいしいという声が数多く聞かれております。これまでどおり給食の充実を図ると共に、安全に安定的に子供達に届けられるように努力してまいります。

教育委員会の行政報告は以上でございますが、議員の皆様にご心配をおかけしてありました小学校、中学校の修学旅行について、ご報告させていただきたいと思っております。

修学旅行は、当初、5月に実施する予定でございましたが、新型コロナウイルスの影響で10月に延期いたしました。同じように延期した近隣の市町の小中学校は修学旅行を中止したり、日帰り遠足に変更したりというように変えたようでございますが、そのような中で、本町の小中学校は新型コロナウイルス対策を万全にして、東庄小学校は房総方面へ、東庄中学校は会津若松方面へそれぞれ一泊二日、二泊三日の修学旅行を実施いたしました。修学旅行はGOTOトラベルや地域共通クーポン等を活用して実施することが出来、子供達にとっては思い出に残る、楽しい充実した修学旅行になったと聞いております。現在、小中学校では、新型コロナウイルスに感染しないように、三密や換気に気をつけながら教育活動を行っております。議員の皆様には、今後ご心配をおかけすることがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにします。

議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第 5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5 番、宮澤健君。

5 番（宮澤 健君）

5 番、宮澤です。私から、本日は 2 点ほどお伺いさせていただきます。

町の歴史と文化財についてと鳥獣保護法と有害鳥獣捕獲についてでございます。まず最初に、町の歴史と文化財について。

東庄町における歴史についてということで、東北大学の田中英道名誉教授が発表したものに、日本の縄文土器は世界最古で、青森県大平山元遺跡より出土したものは最新の測定方法で 1 万 6 , 5 0 0 年前につくられたものということが分かりました。中国では、古くても 5 , 0 0 0 年前のものしか発見されていないとのことであります。東庄町の歴史は、原始時代から始まっていて、縄文時代の遺跡が多く良好な状態で保存、発見されています。早期から前期、中期、後・晩期と生活していた出土品が発見されています。

また、歴史が経過し古墳が多くつくられ発掘されています。その歴史を物語っていると云えます。私が小学校の低学年の頃、畑から石棺が出土して話題となりました。近くの山からも発見されました。入り口が 2 枚の岩で密閉されていたので、穴の中は掘って間もないような状態であり、大きな部分の骨が残っていて、刀が原型はないが添えられていたので、身分は高い人ではないかというふうに聞きました。中は真ん中の通路を挟んで二つ、ベッドのようになっていた記憶があります。何度もそこに入って遊びましたが、後に危ないからと山の所有者が元の岩で蓋をし、今は入れませんし、場所も正確には分かりません。

東庄町史には、台地での生活の根拠となる遺跡が多く、町全域が遺跡といっても過言ではなく、中でも古墳時代の遺跡が数多く発掘されていると記載されています。

日本国という形で政治が行われるようになり、下総国の成立、海上郡の成立などで住民が土地制度と税制で支配される形となり、西暦 7 0 0 年代は苦しい生活で農村が疲弊し、民衆の武士階級が生まれ、貴族階級を圧倒し支配の座を交代し、1 0 世紀に平将門の乱から関東各地に一族が勢力を振るい、平忠常は時の政治支配を襲撃し、下総、上総に大勢力を形成し、その居館が大友城と伝えられています。過日、公民館郷土資料展示室において、特別展「将門と忠常、千葉氏のルーツを探る」パ

ネル展示が、千葉市立郷土博物館の協力で行われましたが、あまり周知されていなかったのではないのでしょうか。

このように日本古来から歴史ある東庄町を内外にPRしていくべきではないかと考えるが、町としての対応を伺います。

次に、歴史的文化財について。

古代遺跡については、ほとんどが古墳などにまつわるものなので、展示の建物を建設したり、レプリカの作成や展示などは難しいと思います。大きく歴史を変えた居館としての大友城祉について、後世に造られた城郭とは大きく違う連郭式山城であるため、看板等の地図で見ても分かりにくいのが現状です。歴史的記録として町内外に誇れ、東庄町の地名にも由来する貴重な文化財ではありますが、これから町が維持管理していく考えがあるのか伺います。

続きまして、鳥獣保護法と有害鳥獣について。

現在の有害鳥獣の種類別生息数と生息区域について。

11月初めに環境省から、4月から9月の全国のクマ出没情報が1万3,670件と過去最高で、メディアが民家や商業施設などに出没して駆除されたニュースを流すと、行政や猟友会への苦情の抗議が相次ぎ、その抗議する人は県内にいる人ではなく県外に住む人からで、何で殺すのだ、かわいそうだと。猟友会の中には、出勤したくないという人も出ているそうです。ツキノワグマは東南アジアしか生息していないので保護対象動物となっているが、人間に危害を加えるクマは駆除するしかない。麻酔銃で眠らせて森に帰せとも言われますけれども、これは無理があり、至近距離から撃たないと当たらないし、猿用に開発されたものなので、クマには麻酔が効くのに時間がかかり、その間に襲いかかれてしまうということです。わなで捕まえて山に帰すというのも、一度人里に来て人間の食料の味を覚えたものは戻ってきてしまう。クマには二つの種類があり、人間に慣れてしまって人里に現れるクマと、人間を見ると怯えて逃げるクマがいる。人里に現れるクマは駆除するしかないのが実情だそうです。また、2018年、北海道砂川市内にヒグマが出没し、市担当職員と道警砂川警察署の警察官立会いのもとで、猟友会のベテラン猟師が射殺しました。当初、猟師は子グマなので撃たなくても母グマを探しに山に帰るからと言っていたけれども、市役所の指示で撃った、民家が少なくバックストップの土手があり、警察官も立ち会っていたので問題となることはなかったが、その2ヶ月

後に任意で警察署の取調べを受け、鳥獣保護法と銃刀法違反などの容疑者となっておりました。警察では不起訴処分となり、狩猟免許は取り消されなかったけれども、一方、公安委員会では、銃所持許可の取消処分となり、4丁の銃は引き続き差し押さえられている。この件から、猟友会への出動要請があっても猟銃は持たずに駆除は出来ないでいるそうです。幸い野生のクマは千葉県にはいませんけれども、各都道府県や市町村により有害鳥獣として指定している種類は違いますが、現在、東庄町では、有害鳥獣として、カラス、ドバト、キジバト、イノシシ、ハクビシン、アライグマが指定されています。有害鳥獣の種類別生息数と生息区域について伺います。

町の被害状況について。

農林省から発表された農作物への被害は、2016年が172億円、2018年が158億円と6年連続して減少していますが、被害金額は依然として高い水準のままです。千葉県の農作物被害は同じ年度で見ると、2016年が4億6,500万円、2018年が4億1,700万円です。東庄町の農作物の被害は、2016年は32万5,000円、イノシシとハクビシンによるものです。2018年は3万4,000円、イノシシとカラスであります。千葉県第12次鳥獣保護管理事業計画に第11次の同計画期間中の被害は、東庄町ではカラス、ドバト、キジバト、イノシシ、ハクビシンでありますけれども、香取地域の他の市町は既にタヌキや野ウサギが上げられています。この町の被害状況はどのように調査しているのか伺います。

東庄町の有害鳥獣の見直しと指定について。

今年、農家からの依頼で、落花生の畑で被害がすごいとのことで箱わなを設置しました。アライグマが捕獲されたと我が家にわなを持ってきたのでよく見るとタヌキでした。これは有害鳥獣に指定されていないから放さないと鳥獣保護法違反で1年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金が課せられるので、11月15日までは捕獲出来ないで、山に放しました。後日も、今度こそアライグマが捕まって、近づくと威嚇して怖いので何とかしてくれという連絡がありましたので行くと、今度もアライグマではなく、ニホンアナグマでした。昔、ムジナと呼んでいたものです。これも有害鳥獣には指定されていないので放しました。その後も別の同種がかり、いずれも放しました。農家は親戚であるので、私は今年、狩猟者登録を申請

し、畑などにわなを設置しています。

ところで、落花生の被害はどれぐらいになるのかと聞きました。通常10アール当たり900キロくらいの収量で、販売金額はさやつきで30キロ、約2万円前後、品種によっても多少違いますけれども、食害で半分になってしまっている。まして、いいものだけ、良品ばかり食べるので、余計に腹が立つと言っていました。食べるところを目撃したわけではないのでありますが、これらタヌキ、アナグマの食害であることは間違いないと思います。

東庄町鳥獣被害防止計画の中の3、対象鳥獣の捕獲に関する事項、(1)対象鳥獣の捕獲体制にハクビシン、タヌキ、アライグマによる農作物への被害報告があった場合、箱わなの貸出しによる捕獲をし、とあり、(3)対象鳥獣の捕獲計画にタヌキが年間捕獲計画で20頭とあります。私の従事者証の許可内容にタヌキは記載されていないので、狩猟許可の申請の時に県に確認したら、有害鳥獣に指定されていないので、捕獲駆除は出来ないと言われました。捕獲したらどのように処理するのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。次回からは自席にて一問一答にて行わせていきます。

議長(山崎ひろみ君)

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長(前田泰孝君)

それでは、質問事項1、町の歴史と文化財についての質問要旨1、東庄町の歴史についてお答えいたします。

まず、最初にご質問のございました公民館郷土資料展示室において行いました将門と忠常のパネル展の周知についてお答えいたします。

通常、公民館郷土資料展示室の展示は、町郷土史研究会に展示物の委託や展示作業をお願いしているところでございます。しかしながら、今年度はコロナ禍の影響によりまして、郷土史研究会の活動が一部自粛され、展示物の更新等が出来ない状態でした。

そのため、千葉市へご相談し、5月から7月にかけて、千葉市郷土博物館において展示されておりました将門と忠常のパネル展の展示物一式を東庄町公民館において9月1日から3ヶ月間、展示することを急遽決定したものであります。

ご質問のございました、このパネル展の周知につきましては、事前に、まず公民館の入り口やロビーにポスターを掲示いたしました。また、町ホームページへパネル展の記事を8月中に掲載をしています。加えまして、広報とうのしょう、10月号におきましては、展示している様子の写真つきで記事に掲載しております。また、その間、千葉氏ポータルサイトという千葉市が開設しておりますホームページにも東庄町でパネル展実施の記事を掲載していただいているところであります。

おかげさまで、町内外から大勢の方々にお越しいただき、11月30日をもって、展示を終了しております。急遽実施したパネル展ではございましたが、一定の周知活動を行い、コロナ禍の影響がございましたが、所期の目的は達成出来たものであると考えております。

次にご質問のありました東庄町の歴史を内外にPRしていくことにつきましては、東庄町教育大綱及び東庄町社会教育計画に基づきまして、地域の歴史や文化財の周知ということで取組を進めております。今年度の主な取組といたしましては、公民館主催講座といたしまして、歴史教室を開催し、地域の歴史を学ぶというテーマで実施しております。今年度は計4回の開催を計画し、既にそのうち3回を実施いたしております。参考に、第1回目は夏目・福聚寺において開催し、2回目と3回目は、公民館大ホールを会場としまして、講師に東庄中学校、石橋校長先生をお願いし、縄文時代と弥生時代につきましては、お話頂いております。

今年度最後の4回目は、町郷土史研究会に講師をお願いいたしまして、平忠常と大友城というテーマで来年2月に開催する予定であります。

その他の取組といたしましては、今年度、町ホームページに郷土資料展示室の紹介ページを新たに掲載いたしました。内容といたしましては、郷土資料展示室の展示内容を写真つきで紹介しておりますと共に、町で発行しました郷土資料関係の書籍、合計30冊につきましても、一覧表を掲載し、紹介している内容であります。つきましては、町の歴史を内外に周知・PRしていくことにつきましては、今後もより一層の充実を図ってまいり所存であります。

次に、質問要旨2、歴史的な文化財について、お答えいたします。

ご質問のございました大友城址につきましては、昭和61年に地権者の同意を得て、町指定文化財に登録し、以後、町文化財保護条例に基づきまして、説明看板の設置等を行ってまいりました。令和2年、今年度の取組状況につきましては、案内板

の追加設置並びに老朽化した説明看板の補修などを実施いたしております。特に追加設置した案内板につきましては、大友区長へ書面で報告いたしております。大友区長におかれましては、この教育委員会がお渡しした報告文書をコピーして、区内に回覧していただいたとのこととあります。

加えまして、地権者から大友城址進入路について、道路補修資材が必要とのご相談をいただいた際には、まちづくり課への資材交付申請手続きを、生涯学習係で代行をいたしまして、結果、まちづくり課から速やかに道路補修資材を提供いたしております。

つきましては、今後も地権者並びに地域の方々と連携を踏まえながら、歴史的財産として貴重な大友城址について、適切にその保存及び活用に努めてまいりたいと考えております。

生涯学習、私からは以上となります。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、私からは宮澤議員の鳥獣保護法と有害鳥獣捕獲についてのご質問にお答えいたします。

まず、質問要旨1の現在の有害鳥獣の種類別生息数と生息区域についてお答えします。

町における有害鳥獣対策は、東庄町鳥獣被害防止計画により定めております。その計画の中で、対象鳥獣については、カラス、ドバト、キジバト、ハクビシン、タヌキ、アライグマが指定されており、対象地域は町内全域となっております。

ご質問にありました種類別生息数については、計画の中に記載はなく、町において把握していない状況であり、千葉県においても生息数については把握出来ていない状況でございます。

続きまして、質問要旨2の町の有害鳥獣の被害状況についてお答えいたします。

東庄町の有害鳥獣生息区域については、イノシシにおいては、小南地域で目撃情報が多いため小南地域としており、その他の有害鳥獣については、町内全域としております。

ご質問のありました町の被害状況の調査方法についてですが、かとり農協、農業

共済組合により聞き取り調査を実施しております。また、町民より箱わなの設置依頼があった際に、依頼者より聞き取り調査を実施しております。被害状況の把握のための周知としては、年1回、区長の皆様で町内における有害鳥獣の被害状況の周知と被害に遭った場合に町へ被害報告をしていただくよう、協力依頼をしているところでございます。

今後は、被害情報の取得促進のため、全戸配布等により町民宛てに周知していきたいと考えております。

また、その情報を基に生息区域の把握等に取り組んでまいります。

質問要旨3の東庄町の有害鳥獣の見直しと指定についてお答えします。

町の有害鳥獣被害防止計画では、捕獲動物にタヌキの記載がありますが、有害鳥獣捕獲従事者証にはタヌキの記載はないとのご質問ですが、計画作成当初は、東庄町における鳥獣被害は、農作物の具体的な被害報告をされていない状況でしたが、カラスを中心とした鳥類の農作物被害が主なものでした。しかし、近年、イノシシやハクビシンによる農作物被害が報告されている状況であります。このような状況を踏まえ、平成28年度、東庄町鳥獣被害防止計画の計画変更を行う際に、ハクビシン、イノシシと合わせてタヌキ、アライグマの捕獲計画数も新たに計上しております。しかしながら、ここ数年、タヌキの被害報告がなかったことから、現在の従事者証にタヌキを記載しておらず、タヌキは捕獲出来ない状況であります。

今回、宮澤議員の質問がありましたが、被害の内容を受けまして、次年度より従事者証に対象鳥獣にタヌキの記載を加えることとし、アライグマについては、レッドリスト、要保護生物、絶滅の恐れがある種に指定しているため、計画の令和3年度、改定時に対象鳥獣に加えるために県と協議を進めてまいります。

以上、私からの答弁は終わります。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

町の歴史についてですけれども、近年、若い女性達の間で日本刀などに興味を持ち、刀剣の展示会場をめぐったりする刀剣女子が増えていると言われております。今年、アニメの鬼滅の刃が大ヒットし、世界的にも人気があります。話題づくりには、タイミング的には良い時期なのですけれども、新型コロナウイルス感染拡大で、

人の往来が自粛されていますけれども、天保水滸伝は浪曲などで国民的な知名度があります。町の歴史として大友城址の由来は千葉県歴史にも関わるので、観光にも組み入れて進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問の歴史ある大友城址を東庄町の内外にPRするべきの考えに対して、観光の観点からお答えいたします。

今年度、町においてサイクリング・ウォーキングマップを作成しているところであり、紹介内容は、町内一円を巡るコース、黒部、利根川沿いを巡るコース、天保水滸伝ゆかりの地を巡るコースの3コースを紹介する構成となっております。

現在、このマップの中に大友城址や須賀山城址を掲載する方向で検討しております。

また、町広報12月号において、ぶらり歴史巡りとして、天保水滸伝を紹介する記事を掲載しており、これは4ヶ月に一度、シリーズ掲載する計画です。今後は、町内にある城址や神社、お寺などを紹介していく予定です。

観光協会事業においても、新たな観光資源として、城址をPRしていく方針であり、御城印の作成、販売することも検討しております。御城印とは、神社や寺院において、参拝者向けの押印される印章として、御朱印がございますが、御城印は登城記念としてお出しするものです。近年、御城印を収集する方が増えてきていることから、大友城址、須賀山城址の御城印を作成し、PRすることを考えております。ただし、いずれの城址も個人の土地所有者であることから、観光PRを行うにあたり、事前に土地所有者や地元関係者へ内容説明を行い、ご了解とご協力を得た上で進めることとし、観光客が訪れた際にトラブルのないよう十分配慮しながら進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

歴史的文化財について、私は正直、歴史はあまり得意ではないのですが、郷土史研究会の会員の方から、大友城址は敷地的には広大で、城内でいろいろなこ

とを賄えるようになっていたので、全部を公園とすることは出来ないけれども、政所台を中心として、鍛冶屋敷跡、金明水、銀明水などの泉跡などの散策を出来るように整備してほしいという要望があります。整備する計画はありますか。

議長（山崎ひろみ君）

生涯学習担当課長、前田泰孝君。

生涯学習担当課長（前田泰孝君）

現在のところ、大友城址について、政所台を中心に周辺を散策出来るように整備する計画はございません。

また、町の指定文化財としての範囲に鍛冶屋敷跡、金明水、銀明水的位置は含まれてはおりません。ただし、大友城址の整備に関する要望が関係する団体などから出された場合には、速やかに町文化財審議会へ諮問等を行いまして、検討してまいりたいと考えております。仮に国庫補助事業を活用し、整備を行う場合には、まず地権者のご理解をいただきながら、文化財指定範囲を拡大した上で、新たに町の文化財保存活用地域計画を策定し、整備事業を行う流れとなります。

いずれにいたしましても、町の歴史的文化財に関する整備につきましては、文化的価値や財政的負担等を総合的に調査研究の上、検討してまいりたいと考えております。

以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

補助事業など活用出来るものは模索して、大友城址を公園として整備して、文化財としての価値を後世に残していただくよう要望いたします。

有害鳥獣の生息数と生息区域は推測でしかないのは分かりますが、住宅への被害や農作物への被害、鳥インフルエンザや豚熱などの伝染経路にも指摘されています。

野山が多く、入り江などに耕作放棄地も増えていますので、有害鳥獣は増加傾向にあるのではないかと思います。鳥獣保護法は、第1条の目的を、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施すると共に、猟具の使用に係る危険を防止することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の

恵沢を享受出来る国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とすると改正がありました。

要は、環境省所管の鳥獣保護法では生き物事態を対象にした管理で、自然環境を保護し、農林省所管の鳥獣被害防止措置法は、農林水産物の被害を生活環境の保護のために、乱獲することなく適正数を確保する、外来種は、法律の定義では、明治元年以降に持ち込まれたものとなっていますけれども、などは駆除するということですが、近年の動向は、国、県同様に農作物の被害は減っているようになっていますが、東庄町でも人間の生活に悪影響を及ぼす鳥獣はたくさんおり、実際は民家への侵入や、農作物への被害は増加しているのではないのでしょうか。ここ3年間の捕獲頭数と捕獲地域を教えてください。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ここ3年間の特定外来種の捕獲頭数と捕獲地域についてお答えします。

平成30年においてはハクビシン8頭、アライグマ1頭、平成31年において、ハクビシン13頭、アライグマ4頭、令和2年上期においては、ハクビシン18頭、アライグマ2頭となっております。

なお、在来種のイノシシについては、この3年間で捕獲されておられません。

ハクビシンの捕獲頭数は増加傾向にある状況です。ハクビシン、アライグマの捕獲地域としては、主に今郡地区、その他に笹川、宿浜地区、小南地区で捕獲されております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

先程のクマの駆除のように、直接自分達の生活を脅かされることのない人からは、駆除に対しての理解が得難いのではないかと思います。有害鳥獣の駆除に対しての反対の抗議などはありますか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

有害鳥獣の駆除に対するの反対抗議など、特に受けたことはありません。
以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

適正な生息数を維持するわけでありますけれども、適正な生息数とはどのように
割り出しているのかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

適正な生息数の算出方法ですが、千葉県においても生息数を把握していない状況
であり、町においても算出はしておりません。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

東庄町の代表的な特産物のイチゴも明日収穫しようという、熟したものが夜間に
食べられてしまうと、多分ハクビシンによる被害だと思いたいますが、出ているそう
です。

東庄町鳥獣被害防止計画の中で、8番の被害防止策の実施体制に関する事項(1)
協議会に関する事項で、鳥獣被害に関する情報提供等は町農業委員会とかとり農協、
農業共済組合の役割となっています。それぞれの機関からどのような被害情報が届
けられているのか伺います。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

町農業委員会、かとり農協、農業共済組合に関して、年に一度、聞き取り調査を
実施し、把握に努めております。しかしながら、各機関とも被害面積、被害額等、
被害状況を把握出来ていない状況でございます。

先程お答えしましたように、町においては、わな設置時に依頼者から聞き取り調査を行い、被害状況を確認しているところであります。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

有害鳥獣の見直しと指定についてお伺いします。

現在、町猟友会に有害鳥獣の駆除を委託していますが、市町村長は鳥獣被害対策実施隊を設置することが出来ることになっています。日本全国で1,203、設置されています。千葉県では房総地域を中心に14設置されています。東庄町は設置し、大規模な駆除を考えていますか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

県内において、鳥獣被害対策実施隊を設置している自治体は、千葉県南部に多く見られ、北東部においては設置している自治体はない状況でございます。現在、当町において設置する予定はございませんが、今後の鳥獣被害の状況を捉え、町鳥獣被害防止対策協議会及び町猟友会と連携の上、検討してまいります。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

近くでは富里が入っておりますけれども、今年、落花生の圃場でわなにより捕獲したタヌキ、アナグマが食害の確信犯であることは間違いのないと思われまます。有害鳥獣の指定や捕獲許可は、環境大臣から現在、県知事に権限が委譲されていて、一部では知事から市町村に委譲されているところもある中で、千葉県は市町村長に権限を委譲していないため、県知事に権限があります。ニホンアナグマは、先程説明があったように、千葉県のレッドリストC、要保護生物に入っていますが、国、他県との対照表を見ると、環境省、茨城県、神奈川県は指定なし、埼玉県は地帯別危惧、東京都の一部で準絶滅危惧やランク外、栃木県は要注目、群馬県は注目となっ

ています。

今年、東庄町では農作業に被害が出ているので、県と十分協議して、タヌキ、アナグマを有害鳥獣に加えるよう申請していただき、東庄町鳥獣被害防止計画も今年度が最終年度ですから、次期計画に入れていただきたいと思うが、町としてはどのような対応をしていただけるのか伺います。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

タヌキ、アナグマを捕獲出来るよう、対象鳥獣に加えることに対しては、先程のご質問にてお答えしましたとおり、タヌキについては、次期、従事者証の発行時に対象鳥獣に加えることとし、アナグマについては、今年度、被害状況を踏まえ、次期計画改定時に対象鳥獣を加えるよう、県と協議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

5番、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

是非とも、農家の経営観点からも被害が拡大しないように事前に捕獲するには、有害鳥獣の指定がなくては出来ません。千葉県議会でも、手法は違いますが、有害鳥獣による農作物被害軽減ということで、鳥獣保護区の縮小についての質問があり、市町村の要望を確認して、猟友会や農業団体と協議しながら検討すると答弁されています。

他県では、保護区を一時解除して、捕獲数が増えた事例もある中で、取組を検討とありました。落花生については収穫が終えた畑をトラクターで耕運した後も、動物の足跡がたくさんあり、猟期に入って私も捕獲しましたがけれども、今年の収穫は甚大な被害が発生していますので、栽培期間が狩猟期間ではないので、来年は有害鳥獣として捕獲し、またイチゴ農家などからも被害状況を確認をしていただき、一斉に箱わなを設置するなど、被害を最小限にすることが出来るように対応をしていただくよう要望して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分からとします。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時05分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、桜井荘一君。

3番(桜井荘一君)

3番、桜井です。小中学校の教育環境について質問いたします。

今年は新型コロナウイルスの影響で、学校現場において状況が大きく変化しました。約2ヶ月にわたって休校となり、在宅学習を余儀なくされました。

問題として、学習意欲のある子供と、そうでない子の差が生まれてしまうことが予測されます。そのためのフォローアップをどのようにしているのか。遅れに対するリカバリースケジュールはどのように行っているか。

また、小学校は今年度より東庄小学校として統合されましたが、環境の変化等により、子供達の不安や悩みに対して、どのような対応をしているのか。不登校、あるいは、いじめ問題というのは発生していないのか。

直近の文科省の調査では、中学校・高校のいじめは横ばいに対し、小学校では右肩上がりに増加傾向にあると伺います。その中で、町の取組がどうなっているのか。

次に、教職員、教職員の働き方改革について、文科省から、業務改善のためのガイドラインが出ていますが、教育委員会として、どのような施策、支援、フォローアップをしているのか。全ての教職員が生き生きと子供達と向き合う環境を学校、行政、地域が一体となった環境づくりをしていると思いますが、過重労働の実態把握をされているのか。また、業務改善の施策は何を行っているのか。

次に、小中学校の登下校時の通学路の安全確保はどのように行っているのか。

通学路を定期的に確認して、危険箇所、このような場所を定期的に草刈り、あるいは点検を行っているのかどうか。

登下校の事故は起きているのか起きていないのか。起きているのであれば、どのくらいの件数と原因があるか。原因を追究しているのか。

ハインリッヒの法則というのがあり、労働災害における経験則の一つであるが、あらゆる分野に役立つ法則で、1件の重大事故の背後には、29件の小さな事故が

あり、その背景には300件の軽微(ヒヤリハット)な異常があるというものです。

登下校時にヒヤリハットが起きていないか把握することが大きな事故防止につながると思います。

また、下校時に、冬場だと大変日没が早いですが、そのための防犯灯の点灯時間等の点検されているのかということが質問の要旨です。

質問要旨1として、新型コロナウイルスによる学業の遅れをどのようにリカバリーをしているかということで、以降は自席にて質問いたします。

議長(山崎ひろみ君)

教育課長、多田克己君。

教育課長(多田克己君)

それでは、質問要旨1、新型コロナウイルスによる学業の遅れをどのようにリカバリーしているかにつきまして、お答えします。

まず、新型コロナウイルスにより、学業の遅れ、これに関しましては、まず、学校では子供の心の不安を取り除くこと。更に人間関係づくりを一番に考えながら、授業時数の確保等が出来るよう小中学校において取り組んできました。授業時数の確保については、臨時休業中の分散登校、小学校高学年において、スクールバスの待ち時間を活用したドリル学習時間の設定、中学校において7時間授業の実施、夏季休業期間の短縮、行事の精選や運動会等の練習時間の削減等により、授業時数を確保し、教師と児童生徒、児童生徒間の関わり合いなど、学校でしか出来ない内容を重点的に学校で行うなど、指導方法の工夫を行ってまいりました。

それらにより、現在、年間の授業については、本来の軌道に戻っています。

質問要旨1につきましては、以上のとおりです。

議長(山崎ひろみ君)

3番、桜井荘一君。

3番(桜井荘一君)

GIGAスクールの構想について進捗状況を聞きたい。

議長(山崎ひろみ君)

教育課長、多田克己君。

教育課長(多田克己君)

GIGAスクール構想につきましては、既に契約等、皆様のご承認をいただきま

して、12月中には各児童生徒にタブレットが行き渡る形となっております。校内LANにつきましては、既に小中学校で、もう済んでおりますので、12月にタブレットが行き渡れば、それを活用出来る形になります。ただ、児童生徒が活用するためまた教員がどのような形で教えるか、これにつきましては、今年度中にはなかなか活用が出来ない状況となります。今後も、来年度予算等におきまして、ICT支援員を導入し、より良い利活用につきまして、指導を行いながら児童生徒にも活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

GIGAスクールについて、教職員等の研修を行うなどの計画が来年度以降かと思いますが、どの程度計画が進んでいるのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

先程も言いましたとおり、ICT支援員、こちらにつきましては、パソコンに詳しい人材を確保しまして、まず教職員の教える側についての指導、これを徹底して教えていくような研修会の開催を予定しております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

質問要旨2番目ですけれども、小学校統合による子供達の環境変化に対するメンタルケアについてお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問要旨2の小学校統合による子供達の環境変化に対するメンタルケアにつきまして、お答えします。

統合前は、教育委員会が主導で、統合後は学校が主導で取り組んでまいりました。統合前は、各学年の交流会と5年生の宿泊合宿の開催、統合にあたっては、一人一人の児童の状況を把握した上での学級編制、統合後は、スクールカウンセラーの設置による心のケア、休業明けには全児童生徒を対象とした教員による個別面談を行ってまいりました。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

質問要旨3番ですけれども、統合によるいじめ問題は起きていないか、どのように把握しているか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

3番目の統合によるいじめ問題は起きていないか、どのように把握しているかというご質問ですが、東庄町教育委員会が決めました東庄町いじめ防止等のための基本方針では、いじめを当該児童生徒が心身の苦痛を感じる全ての行為と定義しており、小さいいじめもいじめとして認知されています。そのため小学校統合が原因で起きたと断定出来るいじめと言えるものではありませんが、小学校では、11月末までに9件起きているという報告を受けております。そのほとんどのことがささいなことであり、全て解決済みとの回答をもらっております。

学校では、毎月1回、学校生活アンケートを行い、いじめを含めた子供達の学校での状況を把握しています。

また、毎月の職員会議でも、子供達の状況を共通理解しています。更に年3回、個別面談週間を設定しまして、全児童の理解に努めています。そのため、いじめの早期発見、早期対応を行うことが出来ており、不登校などにつながるいじめの重大案件は現在のところ発生しておりません。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井莊一君）

ということは、不登校の生徒はいらっしゃらないんですか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

不登校の生徒に該当するような生徒はいます。ただ、統合によりましてということではなく、以前からというところの中で不登校ということは普通に起こっております。こちらにつきましては、学校現場の方で対処しているような状況となっております。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井莊一君。

3番（桜井莊一君）

その不登校の原因とかそういうのは調査されるんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

不登校の原因にはいろいろなことがあります。学業の遅れ、また家庭内の生活環境にも大きな問題が一つあると思います。例えば、今はパソコンやゲーム機、そういったものがあるので、子供達が夜型になっているというところは大きな問題としてございます。そのために、朝起きれずに学校に行くことが面倒になってしまった、そういったところも多々見受けられるようなところです。

また、不登校に関しましては、家庭での状況、これが今非常に難しい問題となっておりますので、一概にこうだということは言い切れる問題ではありませんが、引き続き、不登校については改善を行っていきたいと考えます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井莊一君。

3番（桜井莊一君）

ということは、いろいろな原因があろうかと思いますが、例えば、家庭と学校がコミュニケーションを取って、連絡を密にして解決するような対策を図られている

ということですか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

学校におきましては、家庭訪問、保護者との面談等を実施しまして、この不登校の問題につきましては、解決を、全員で取り組んでいるところでございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井莊一君。

3番（桜井莊一君）

質問要旨の4番ですが、休校による学業の遅れに対し教職員の過重労働が起きていないか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問要旨4の休校による学業の遅れに対する教職員の過重労働はないかという形のご質問につきまして、ご説明します。

教職員の過重労働についての教職員の働き方改革についてですが、教員は元来、子供が好きで、子供達のために時間を惜しむことなく取り組む気質を持ったものが多いということです。

また、教員という職務の専門性から、時間外勤務は原則適用されず、時間外の労働に対しては、教職員調整額としまして、給料月額4%が加算されているため、時間外勤務に対して意識の薄い人が多く見受けられます。そのため、教育委員会としては、教職員の働き方改革について、教員の意識改革と業務改善の両面から支援していかねばなりません。

意識改革としましては、タイムカードを導入し、教員自身が自己の労働時間を視覚化出来るようにしています。

また、年度初めの目標申告としておのおのが働き方改革の項目を設定するなどの意識化を図るようにしています。更に、管理職による帰宅の声かけやノー残業デー設定の取組、夏季休業中の連続休暇の取得等を奨励しています。

業務改善としては、今年度、電子黒板やパソコン、校務支援ソフトを導入するな

ど、ICTを活用しました業務の効率化を図れるようにしました。

また、学校現場では、留守番電話を導入しまして、放課後の執務時間を確保出来るようにしています。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

業務改善して、残業時間とか、削減されているということではありますが、それに対してオーバーした場合のフォローというのはどのようにされているのか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

オーバーという形ではなく、こちらにつきましては、時間外勤務という概念が薄れていることが大きな原因だと思います。そのために、校長先生や管理職等からの声かけ、早く帰るよというような声かけ、そういったものを実施しながら、日々業務改善を行い、時間外という形のを削減しているような形。まず、意識改革が重要だと考えまして、そういうような取組を行っているところです。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

質問要旨5ですけれども中学校の、登下校時の安全確保はどのように行っているか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

中学生の登下校の安全確保ですが、教育委員会と学校、地域が連携しまして、毎年、生徒指導地域推進委員会を開催しています。

また、町全体としましては、警察、香取土木、まちづくり課、総務課と連携し、毎年、通学路安全推進会議を開催し、現地調査を行いながら、地域の通学路の危険箇所の洗い出しを行い、雑草の繁茂を含め改善を図っています。

また、防犯灯につきましては、教育委員会において管理し、地域からの通学路に対して迅速な対応を行っております。

当初の質問にありましたとおり、生徒の事故、これに関しましては、平成29年に、登校時に桁沼耕地内の十字路で自転車と車の接触事故がありました。ただ、これ以降としましては、濡れた坂道での転倒等の軽微な事故、自損事故以外の事故の報告は出ていません。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

例えば危険箇所、通学路、雑草や樹木が道路に広がっているということが多くなっていますけれども、そういう危険箇所というのは、チェックされているのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

この危険箇所につきましては、学校の先生方からの報告を受けております。生徒指導を審議する委員会につきましては、先生方が地域を歩き、草の繁茂の状況、また樹木の繁茂状況、そういったものを確認しまして、それにつきましては、協議し、改善を順次図っていくというような状況でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

雑草の、道路の雑草の草刈りというのは、これ定期的に年何回か決まっていますでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

町道の雑草の管理につきましては、まちづくり課の方で定期的に除草作業の方を行っていただいている状況でございます。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

まちづくり課は年に何回やっているのでしょうか。雑草の除草は。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

主要幹線等の町道の草刈り等については、年2回、町内業者に委託して実施しております。その他の町道等については、随時、まちづくり課の施設管理班の方で草刈りを行っております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

年2回、いろいろやっておられると思いますが、例えば、春、夏、結構、雑草が生えるのが早いですね。年2回だと、それこそ子供達が安全に通学出来るような、安全確保がされるのでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

雑草の管理や道路に張り出した草木、こういったものに関しましては、各地域のPTAの方から連絡があった場合には、教育委員会からまちづくり課の方に依頼をし、その都度、対処していただいている状況でございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

3番、桜井荘一君。

3番（桜井荘一君）

子供達の安全、安心してもらえる環境を町と一体になってやっていただけるのを期待して、質問を終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、桜井莊一君の一般質問を終わります。

次に、9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

9番、大網でございます。質問は一括、一問一答でお願いをします。

では、早速質問に入ります。

質問事項1、小中学校施設整備についてお伺いいたします。

質問要旨1、老朽化に伴う修繕について質問をいたします。

小中学校施設は、校舎の老朽化が大きな課題となっております。3年に1回の防災点検を行っておりますが、建物部材の経年劣化は、安全面や機能面での不具合が生じ、子供達の安全確保はもちろんのこと、地域の避難場所となっております。地域の防災機能面強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策を進めるべきだと思います。

そこで、11月9日に小中学校を視察させていただきました。その中で気がついた点を一つずつ、中学校からお聞きいたします。

東庄中学校は東庄町のほぼ真ん中で、青馬地区の大変見晴らしの良い高台に設立された学校です。そのため風雨にさらされ、耐久性に問題があると思います。昭和49年に新校舎が完成し、本年度で46年が経過した中、昭和63年、平成16年に校舎大規模改修が行われ、本年度で16年が経ちました。修繕作業を行う時期だと思います。

それではお聞きいたします。

一つ、アルミサッシ窓の暴風雨時における雨水の吹込みの対策についてお聞きします。

台風の猛烈な風雨対策としてアルミサッシ窓の間に新聞紙を挟み、吹込みを防ぐ方法でしのいでいる現状を見ました。この現状に対してどのような対応策をお考えなのかお聞きいたします。

2番目、洋式トイレの移行現状についてお聞きします。字校施設の在り方に関する調査研究協力者会議において、公立小中学校における洋式トイレの普及が遅れているとの報告があります。家庭で和式のトイレを使ったことがなく、学校で戸惑う子供が少なくないと聞いております。それでは、東庄中学校の洋式トイレの現状をお聞きいたします。

三つ目、外階段の錆の撤去工事についてお聞きいたします。

外階段は、非常時に安全に校舎の外に出ることが出来るための通路です。このままでは建物の耐久性にも響き、地域関係者や生徒から見ても見栄えの良いものではないと思います。このような現状について、どのような対策を考えているのか、お聞きいたします。

4番目、屋上からの雨漏り修繕についてお聞きいたします。

視察の中で雨漏りの話を聞きました。学校の屋上は勾配がついていない屋根のために、水がその場でたまり、隙間をかいくぐって、下の教室や廊下などに染み出すため、建物の耐久性に悪い影響を与えると考えます。雨漏り対策をどのように考えているのかお聞きいたします。

5番目、駐輪場の屋根の強化についてお聞きします。

昨年、台風15号の暴風雨のため、駐輪場の屋根が曲がってしまい、またそこで同じような猛烈な台風が来た場合は、強度が増していなければ同じように屋根が破壊してしまうのではないかとと思いますが、どのような対策をしているのか、お聞きいたします。

続いて、小学校に移ります。

一つ目、給食配膳室と校舎の隙間についてお聞きいたします。

本年度9月より幼小中学校で食缶給食が始まりました。今までの笹川小学校の給食の量と違って、たくさんの給食が運ばれ、一時的に給食は配膳室に搬入され、それから給食時間になると校舎に運ばれるようになりました。しかし、建築法等の諸法令の影響で、給食配膳室が校舎との間に2尺くらい離れて建てられています。これでは風や雨などが吹き込んで、衛生管理が不手際になってしまうと思いますが、どのような対策をお考えなのかお聞きいたします。

2番目に、北校舎と南校舎をつなぐ廊下についてお聞きいたします。

北側校舎と南側校舎の間にはスロープがあり、給食配膳用のワゴンが北側校舎から出る時にはスピードが出ないように抑えながら下り、南側校舎に入る時は何人かで勢いよく押して運んでいる先生と生徒を見かけました。このような事実に対してどうお考えなのか、お聞きいたします。

3番目、プールの修繕についてお聞きいたします。

東庄小学校のプールは昭和38年8月に新設され、57年間、笹川小学校や笹川

中学校で水泳の授業を行ったプールです。本年度はプールサイドに人工芝で周りを囲む補修工事が行われ、安全に児童達が歩けるようになりましたが、水槽等、プール全体の耐用年数は60年です。今後、プールの修繕についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

質問要旨2、緑化教育についてお聞きいたします。

現在、温暖化や自然崩壊など、地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっております。特に学校緑化は、学校教育において自然教育を進める手助けをするものとして不可欠であると思われまます。まず学校は家庭と共に日常生活の拠点となり、児童生徒にとって最も身近な環境であり、学校の緑化整備が必要です。

そこで質問に入ります。

一つ、校内の緑の減少についてお聞きいたします。

東庄小学校は統合、放課後教室増設等のために工事が行われ、多くの樹木が伐採されました。そこで、もっと樹木を植樹し、緑があふれる学び舎に整備すべきだと思いますが、見解をお聞きいたします。

2番目、サッカーコート芝生化等の整備についてお聞きいたします。

東庄小学校のサッカーグラウンドはフットサルコートほどの広さしかありません。しかし児童にしては、かけがえのないものになっています。しかし、スクールバス乗り降り場の近くなので、バスがグラウンドに入ってしまう、グラウンドが土のために砂ぼこりとして飛散して、スクールバス乗り降り場やプールが土の吹きだまりとなってしまいます。そこで、グラウンドを芝生化して、児童の遊びやプレー中の転倒の打撲、擦過傷の防止のために、しかも夏場のヒートアイランド抑制作用のある芝生化などに整備してはいかがかと思えます。私は、グラウンドを芝生化、もしくは夏場にはヒートアイランド抑制作用がある人工芝に敷き詰めるべきだと思いますが、見解を伺います。

質問要旨3、学校における省エネについてお聞きいたします。

昨今の環境教育では、エネルギーの効率的な利用など、環境への負担が少なく、継続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが、21世紀を担う子供達への環境教育は極めて重要な意義を有していると、文

科省のホームページに記載されております。

そこで質問に入ります。

一つ、コロナ感染予防対策として、冬場の換気についてお聞きいたします。

コロナ感染予防対策としては、密閉、密集、密接を避けなければなりません。特に教室における換気を行い、密閉を防ぐため、暖房中でも窓やドアを広く開けなければなりません。そのために暖房をより強くするとエネルギーの消費が多くなってしまいます。それではエネルギーの効率的利用に反してしまいます。教育現場では、どのような対策として整備を考えているのかお聞きいたします。

2番目、学校における省エネルギーの推進についてお聞きいたします。

菅総理は、地球温暖化対策計画に向けた国内の二酸化炭素など、温室効果ガス削減目標について、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする方針を所信表明で演説しました。そのような状況の中で、学校施設では、エアコンが整備され、学習環境の改善する中、エネルギーが増加傾向にあり、学校などにおいても更なる省エネルギーの推進が掲げられています。将来の小中学校施設整備について見解を伺います。

続いて、質問事項2、旧給食センターの利活用についてお聞きいたします。

東庄町小南2912番地の旧給食センターは、昭和55年から使用し、東庄町青馬1752-1番地、新東庄町学校給食センターの供用に伴い、本年度に廃止されました。旧給食センターの利活用について、私は民間事業者との連携により、施設整備や維持管理の効率化、町民ニーズを踏まえ、資産活用のアイデア、ノウハウの提供、民間施設導入による財政収入の創出等が期待されると考えます。

そこで質問に入ります。

質問要旨1、暫定的な利活用についてお聞きいたします。

旧給食センターの跡地の本格的な利活用方針が決まるまでは、長い間、時間がかかる上、既存の建物の管理保全のために修繕作業や調理器具の整理整頓を行い、保存しなければなりません。本格的に利活用が決まるまでの間、どのような対策を考えているのか、お聞きいたします。

質問要旨2、サウンディング調査について伺います。

サウンディング型市場調査では、町民の理解を得るため、町有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、

対話を通じて市場性等を把握する調査で、公益的施設の導入の可能性を含み、実現可能で確実に役立てることを目的としたサウンディング型市場調査をする方法を私は推薦しますが、町ではどのような方法を考えているのか、お伺いいたします。

質問要旨3、隣接する東城グラウンドについてお聞きします。

東城グラウンドと旧給食センターは隣接しており、旧給食センターと同様にサウンディング調査を行うことで、民間事業者との対話を通じ、東城グラウンドを含んだ土地の利活用を探り、ベストのアイデアを具体的に導き出し、町民に収益性のある資産運用、地域に貢献する取組を理解してもらい、効率的かつ効果的な方法を目指したサウンディング調査を旧給食センターと合同で行い、相乗効果により、よりベターな活用になると思いますが、見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わりました。2回目からは自席で行います。どうぞよろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項1、小中学校施設整備についての質問要旨1、老朽化に伴う修繕について、ご説明させていただきます。

中学校のアルミサッシの雨水の浸入については、窓枠からの雨水の浸入やシーリングの劣化等のために雨水が強風にあおられて、巻き上げられ、内部に侵入しているものと思われます。

また、屋上からの雨漏りについては、平成9年に屋上の防水シートの張り替え工事を実施し、既に20年以上経過しているために、対応が必要と考えますが、雨漏りについては、壁のひび割れ、シーリングの劣化等、いろいろな原因が考えられます。これらは、足場等を組み、詳細な調査を行う必要がありますので、大規模改修等を含め、計画的に改修をしていきたいと考えております。

洋式トイレへの移行の現状ですが、中学校においては、平成15年度に大規模改修を行った際に、半数を和式トイレから洋式トイレに改修しております。当初の計画では、全てのトイレを洋式に改修する予定でしたが、生徒会等で話し合った結果、学校の要望により、半数を和式トイレとして残したとの経緯を聞いております。

また、将来、子供達が社会に出ていった場合を考慮すると、和式トイレを完全に

なくすことは検討の余地があります。

現在、中学校からは生徒用のトイレの洋式への改修要望は上がっていないような状況でございます。

また、外階段の錆ですが、議員のご指摘のとおり、経年劣化により塗装のはがれや、さび等が目立ちます。こちらについては、特定建築物の定期調査により、改修の指摘を受けておりますので、来年度には外階段の塗装と外通路の屋根の改修について実施したいと計画しております。

続きまして、駐輪場の屋根ですが、今年の台風15号の南東からの強風により被害を受けましたが、この時は技術棟やプール棟を取り壊した後であり、南側からの強風を遮るものがなかったために大きな影響を受けたと考えられます。

現在は、南東側には新学校給食センターが建っており、強風が通り抜ける状況ではなく、また、サイクルポートは、千葉県の基準風速以上の風に耐えられるように設計してあるため、特に現在のところ対策は考えておりません。

小学校の給食配膳室については、増築として、現校舎と一体化すると現在の建築基準法に照らし合わせると既存校舎を耐火基準に適應するような大規模な改修が必要となったことから、新築として建設しました。その結果、1メートルぐらいの隙間が出ている状況ですので、衛生面等を考慮し、仮設として塞げる方法を検討しています。

また、北校舎と南校舎の間のスロープについては、中庭を横切る構造上、平らにすることが出来ません。今までも給食の食缶等は、教師と児童が協力して運んでいまして、問題があったとの声は聞こえていませんので、今後も同様の対応をお願いしていきたいと考えています。

プールについては、今年度、プールサイドの整備を実施しましたが、来年度は水槽の中の補修及び舗装を計画しているところでございます。

次に、質問要旨2の緑化整備について、お答えします。

議員のおっしゃるとおり、小学校の統合による環境整備及び放課後児童クラブの建設に伴い、樹木を伐採させていただきましたが、小学校の緑が減ったと感じる要因の一つに松くい虫による松枯れも大きな要因かと考えます。

現在、南側の線路沿いについては、ほとんど樹木がなくなっていますので、今後は緑を増やしていくような努力をしていきたいと考えております。

次に、サッカーコートの芝生化とのことですが、サッカーグラウンドとして使われている松風広場と呼ばれている場所については、砂の飛散によりスクールバス乗り場やプール等に影響が出ています。この場所は、児童の運動場のみならず、スクールバスの回転場に隣接することや、PTA等の学校行事を行う際の駐車場として幅広く活用されています。そのため、運動場としても駐車場としても活用出来るように学校側と検討し、整備を行っていききたいと思います。

続きまして、質問要旨3の学校における省エネですが、コロナ感染予防対策として、室内の換気は重要です。休み時間については、窓やドアを開け放し換気を行い、授業中も常に窓を10センチぐらい開け、換気を行うよう指導しています。小中学校の冷暖房は、整備されたエアコンがメインであり、これから冬場になり寒さも厳しくなっていく中で、換気による空気の入替えと寒さ対策は児童生徒の健康管理の面からも重要となってきます。

今までの教室等における指導は、教室では上着を脱いで身軽な態勢で授業を受けることが定められていましたが、今年の場合は、児童生徒の健康を考慮し、教室での防寒着や上着の着用を認めています。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えるまでは、今後ともエネルギー効率よりも児童生徒の健康面から、エアコンでの暖房を活用しながら、換気と着衣で調節していくよう、指導してまいります。

省エネに関しては、学校施設の整備として照明等のLED化について検討を進めている状況です。

続きまして、質問事項2、旧給食センターの利活用についてお答えします。

教育委員会としては、旧学校給食センターについては、既存の設備を残したままでの利活用等は考えておりません。そのため内部の機器につきましても、売払い可能な物品等については業者に買取りを行っていただいております。

また、隣接する東城グラウンドは、利用を東庄町の町民に限定にして貸出しを行っております。年間を通しての利用率は30%前後ですが、土日の利活用については、ほぼ100%活用されている重要なスポーツ施設です。そのため、今後ともスポーツ施設として有効に活用していく計画で、サウンディング調査等におきまして、他の目的での利活用を検討する計画はございません。

現在、東城グラウンドは駐車場が狭く、トイレも仮設のために利用者からは不便

だという声が上がっています。そのため、当面は旧給食センターの敷地を駐車場として活用し、トイレ等も整備し、利便性を図っていきたいと思います。

そのように活用していく中で、より良い活用方法が見出せれば、その都度検討してまいりたいと考えます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ありがとうございました。それでは確認していきたいと思います。

中学校の雨水の吹込みについて、今、新聞紙等で対処しておりますが、後々配水弁のついた窓枠に整備したらと思うんですが、どうでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

中学校の立地条件を考えた中で、その窓枠の整備につきましては重要だと考えます。また、既存の校舎につきましては、古い構造ですので、改装改修等を行っていく中で、設計等を十分考慮しまして、対応していきたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

大規模改修の時は改善してもらおうということで、いいです。

それでは、洋式トイレ。これは小学校等におきましては、小学校の方はどうでしょうか、お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

小学校においては、児童数が増え、家庭にも和式がない状況で、休み時間は非常に混雑するため、学校からの要望によりまして、来年度、洋式での改修を計画しているところでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。来年度、改修を行うということで。あと、外階段のさびなんですけれども、これはペンキ等を塗るなどをして、大体10年が耐用年数だと思います。そうしますと、また10年後にはまたペンキを塗り直すみたいに考えているのでしょうか。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

大規模改修のサイクルと同じで考えるとすれば、耐用年数は約20年という形を考えられます。また、20年というところの中で、他の箇所につきましても、非常に老朽化による対応も考えられると思いますので、現在、教育委員会は20年後の再整備を検討しているところでございます。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

20年のスパンで考えるということでもあります。

そうしますと、屋上の雨漏りについては、これは早急に検査して行ってもらうということによろしいですね。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

東庄中学校の建物につきましては、将来的にあと20年後には建て替えを検討しなければならないことから、十分な調査を考えまして、大規模改修も含め、計画を立てて改修をしてまいりたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。よく調査して、大規模改修する時には、雨漏りないようにしてい

ただきたいです。

続きまして、駐輪場の屋根の調査につきましては、もうあれほど大きな風は出てこない、暴風雨は不明ということで解釈いたしますと、そうしますと駐輪場から昇降口までの間は、何も、屋根がついていませんが、それについてはどのように対策を考えているのか、お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在、生徒は駐輪場から昇降口までをヘルメットとかっぱを着用して移動しております。学校側と検討した結果、生徒の動線を考慮すると、来年度は濡れたかっぱを乾かせるようなスペースを昇降口の下に整備してほしいとの要望がありました。そのため、外階段の補修、外通路の屋根工事を現在、計画しているところですが、併せまして、雨がっぱを干せるような場所、それを計画していきたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。子供達がかっぱを干せる場所を是非お願いいたします。

そして小学校に入りまして、給食配膳室と校舎の隙間、これは来年度の予算ということによろしいと思います。それと2番目の南校舎、北校舎のスロープ、これは今まで問題がなかったということを解釈いたしまして、いつもの先生と生徒が、共に助け合って行うということで、解釈いたします。

くれぐれもこけたりしないような、事故が起きないようにお願いして、これは要望といたします。

それとプールの修繕なんですけれども、プールは、本年度は周り、きれいに人工芝で補強されておりますが、これもプールの大規模改修は20年と考えてよろしいでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

小学校のプールは古いものですが、幸い水漏れ等は現在ありません。来年度、予定しています工事は、プールの防水塗装が主なもので、防水塗装の耐用年数は10年と言われております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。10年というと、10年の先はまた考えるということで解釈いたします。

質問要旨2の緑化教育について、一つ目の校内の緑の減少についてなんですけれども、特に南側が緑が少なくなったと思います。そこで、各小学校、旧小学校ですね、そこから何本か木をもらって、その記念樹として植えたらどうなんでしょうか。ちょっと提案です。どうでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

南側については、現在、松がなくなり緑がない状況ですので、植樹は可能です。今後、どのような樹木を植樹していくかを学校側と検討してまいりたいと考えています。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。各学校に木を植えてもらって、それが記念樹としてもらいたいなと個人的には思います。

その次のサッカーコートについてなんですけれども、それでは、どのような整備を考えているのか、町ではどのように考えているかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

当初は単純に砂が飛ばなくて運動が出来るように人工芝等を検討していましたが、人工芝は熱を持ち、暑くなり、また車両については乗り入れが出来ないということです。また、普通の芝生については、小まめな草刈りを行う必要があります、管理の面で学校側に負担をかけることになってしまいます。現在、計画しているのは、本年度整備しました中学校のグラウンドで使われているようなグリーンダストと呼ばれる砂ぼこりが立ちにくい素材での整備を検討しています。今後学校側の使用形態を考慮しまして、決定していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。より良いグラウンドにしてもらいたいと考えています。

それでは、質問要旨の3、学校における省エネについてなんですけれども、1番のコロナ対策としての関係なんですけれども、今までちゃんとした制服とか、そうでなければいけないというきまりがあったと思うんですが、今回はこのような状況なので、厚着でも良いということで、私は解釈します。

それと、2番目の省エネの推進、これも再生可能エネルギーとして、学校に太陽光発電機みたいなものを施設整備にする考えがあるかどうかお聞きします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

現在、校舎につきましては、まだ部分的に改修するべき箇所が必要となってきたため、現在のところ太陽光発電等は考えていないということです。よろしくお願ひします。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ただいま考えていないということで確認します。

それでは、質問事項の2、旧給食センターの利活用について。

質問要旨の1、暫定的な利活用、これはもう使わないということを確認しまして、

そうしますと壊すまでにやはり時間がそれに対して予算がかかると思います、費用がかかると思いますので、一たん壊すとなると早く取り除くような形がベストだと私は思います。これは要望で、終わります。

それからサウンディング調査、これはやらないということで理解します。

そして質問要旨の3なんですけれども、隣接する東城グラウンドについては、週末はほぼいっぱいということなので、あと平日だけがまだ空いている、空いているというか、平日だけが利用出来る、そういうことなので、他にも、出来たら他の施設も使えるような、サッカーとか野球場だけではなく、弓道の遠的やドロンの練習場とか、あと何かイベントなど利活用がまだ考える余地があったらと思いますが、どうでしょうか。最後、お願いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

東城グラウンドの利活用につきましては、平日の利活用と合わせまして、町外の方の利用も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

町外の方も利用するということで、よりよく利用価値が出るのではないかと思いますので、これにて私の質問を終わりにいたします。どうもありがとうございます。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分からとします。お疲れさまでした。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時15分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

11番、高木です。一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税について質問します。

令和2年度の県内ふるさと納税番付が発表されました。県内トップはZozo創業者からの寄附があった館山市で、町村では長生村、白子町、多古町と続いておりました。残念ながら本町は下から3番目でした。

長生村の場合、受入額は約8億円で、流出額は558万円であり、返礼品などの経費を除き約4億円が村の収入になったということです。

村長さんを先頭に、ふるさと納税に熱心に取り組んだ結果、成果が数字となって表れ、これまであまり数字を意識してこなかった役場職員の意識改革に役立ったと小高村長は感想を述べております。努力すれば報われるということが証明されています。

そこでお尋ねします。

1、令和元年度の本町ふるさと納税受入額から流出額、返礼品等の経費を差し引いた収支決算はどのようになっていますか。

2、ふるさと納税について、町はどのように認識しますか。

3、ふるさと納税について、令和3年度の目標額及び取組について、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。一問一答については、自席より行います。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員の一般質問にお答えをいたします。

質問事項1のふるさと納税について、質問要旨1、令和元年度ふるさと納税の収支決算について、お答えをいたします。

令和元年度の決算は、270件のご寄附がございまして、464万2,000円の収入でございました。また、令和元年の寄附に伴う令和2年度寄附金税額控除額、これは東庄町に住民税を納める方が他の市町村に納税したものでありますが、人数で173人、寄附金額で1,214万2,000円、控除額として556万5,0

00円でございます。

町の経費といたしまして、返礼品等でございますが、調達費用や送付費用、事務費用、決済手数料を含めまして、総額131万4,726円となりました。ご質問のございましたふるさと納税受入額から流出額と返礼品等の経費を差し引いた収支決算は、マイナス223万7,726円となっております。

今年度の状況を申し上げますが、4月から11月で413万円となっており年間では約700万円程度と見込んでおります。特に11月は委託事業者さんを新規追加したことから、1ヶ月で118万円の寄附を頂戴しているものでございます。

次に、質問要旨の2番目であります、ふるさと納税に対する認識についてでございます。

ふるさと納税は、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとして設けられました。例えば、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも納税したいという思いに応えるための制度となっております。

ふるさと納税には、三つの大きな意義がございます。

一つは、納税者が寄附先を選択する制度であり、税金の使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。二つ目に、生まれ故郷や、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になれる制度であること。三つ目に、自治体が国民に取組をアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、競争が進むこと。こういったことが総務省で考える三つの大きな意義となっております。

本町におきまして、ふるさと納税は、貴重な寄附であり、また、財源のひとつであり、地域経済の振興にも寄与する制度である、このように認識をしております。

質問要旨3、令和3年度の目標額及び取組についてでございます。寄附の目標額を定めるのはなかなか難しいところでございますが、令和3年度予算は現在編成中でありまして、予算要求段階で概ね1,000万円を見込んでおります。

返礼品についての取組でございますが、平成26年度より返礼品、お礼の品の送付を始めまして、平成28年度からは申し込みの受け付け、そして寄附金の受領、返礼品の発注、発送、これらを業務委託にしております。令和元年度は、業務委託先を2件追加、令和2年度に更に2件を追加いたしました。また、返礼品目が当時は4品目でしたが、現在は26品目となっております。今後は、いわゆるイベント型、体験型と呼ばれる内容の返礼品についても検討してまいりたいと考えておりま

す。

なお、ご寄附をいただいた方には、町長から感謝のお手紙をお出ししているところでございます。また、返礼品の内容に関わらず、東庄町を応援したいというお気持ちで毎回ご寄附をいただいている方もおいでです。そのような方々にしっかりと感謝の気持ちをお伝えしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしく申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは一問一答でお聞きしたいと思います。

今、いろいろと答弁されたかと思えますけれども、このふるさと納税の一番の狙い、目的は何なんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ふるさと納税の狙いについてということで、改めて申し上げます。

生まれ故郷やつながりのある地域に資金面で協力をしてもらうこと、また、特産品を通じて自治体のPRを行うことが出来ることであると考えております。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

このふるさと納税なんですけれども、人はなぜその町村でふるさと納税をしようと思うんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

なぜ人はそこへふるさと納税をするのかというご質問にお答えします。

ふるさと納税をしている方は、自分の出身地やつながりのある地域の応援をするためにご寄附をいただいていると思われま。

また、返礼品により、ご寄附をする地域を選択する方もいらっしゃると思われま

す。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

次に、返礼品について、お伺いします。

本町では、どのようなものを用意しておられますか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

返礼品について、どのようなものがあるかというご質問でございますが、SPF豚などのお肉、それからお米、イチゴ、菓子類、しょうゆセット、チケットなどとなっております。返礼品としては、地域の特産物、特産品が求められているというふうに考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今、挙げていただいた返礼品、肉とか、イチゴ、それからお米、これらは今、日本で全国どこにでもある品だと思います。人はその返礼品に何を求めていると思いますか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

先程もご答弁させていただきましたように、まず、なぜ納税するのかというご質問になりますが、ふるさと、自分の出身地やつながりある地域をお守りするため、そして返礼品により寄附の地域を検索する方もいらっしゃるということでもありますけれども、その返礼品が欲しいという気持ちから寄附をされる、こういう方等もいらっしゃると思います。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

返礼品なんですけれども、東庄町のコシヒカリ、あるいは新潟のコシヒカリ、日本全国で、恐らく、ほとんどのところでコシヒカリは栽培されていると思います。いろいろあるコシヒカリの中でもその場所だけのコシヒカリが欲しいという方がいるんです。その一つに、この長生村のコシヒカリが欲しいという人がいます。何だと思いませんか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

長生村のコシヒカリが返礼品として人気があるということでございます。やはりそこには理由があると思います。私どももそういった他市町村の状況も、一生懸命研究してまいりたいと、このように思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

コシヒカリはいっぱいあるんですよ。けれども、なぜ長生村のコシヒカリが欲しいと思うんでしょうか。理由があるんです。みんな。普通のコシヒカリでは駄目なんです。やはり安全なコシヒカリじゃないと駄目なんです。なぜかというと、長生村のコシヒカリは無農薬、有機栽培、これでやっているんです。無農薬、一番は除草剤だと思うんですけれども、これに対応するものが合鴨農法、鴨に除草してもらおう。そういうのをやっているんです。それを宣伝すると、全国から長生村のコシヒカリは安心安全、それでおいしい、それでいっぱいふるさと納税やっているんです。その結果、米だけではありませんけれども、こういう8億円という受入額、してもらっているんですよ。東庄町はただ、コシヒカリ、豚肉、イチゴ、これだけではもう宣伝効果はないんです。ちょっと長生村のこういう取組、真剣な取組をやはり学んでいただきたい。すぐ8億円とはいかないまでも、1億円ぐらいはちょっと努力すれば出来ると思います。

ですから、今、町で考えている返礼品の考えと人々の考えている、求める返礼品

についてギャップがあるんです。そのギャップを埋めないと、ふるさと納税にいっぱい納税者が増えないと思います。その辺のことは、十分研究してもらいたと思います。

今も言いましたけれども、ふるさと納税を増やすために、それは何だと思えますか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ふるさと納税を増やす鍵でございます。今、議員言われたように、返礼品の充実やインターネットの申込サイトの充実等、考えられると思います。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それで、このふるさと納税、せっかくやるんですから、もう全国相手です。そして東庄町のファン、リピーター、これを増やすのが一つの目的だと思います。やはり受入額を増やすために努力していただきたいと思います。

次に、本町の緑豊かな田舎の風景や大相撲夏巡業、左右大神の神楽等のいろいろなイベント行事がありますけれども、こういうものを町内ツアーとして返礼品の一部として加えてはいかがでしょうか。実際にいろいろなところで、商品だけではなくて、こういうものも返礼品の一部として考えているところが増えているところなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

返礼品についてでございます。イベント型の返礼品についても、町のPRにもなると思えます。検討してまいりたいと思います。

また、ここでは実施するために返礼品を提供する事業者、その方との調整が必要になるものと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それからもう一つ、田植や稲刈り等の農業体験、芋掘り、イチゴ狩り等の収穫体験、トラクター、コンバイン、田植機等の乗車、あるいは運転体験等を返礼品の一部として考えられますけれども、どのようにお考えですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答えします。農業体験や収穫体験など、都市部の方々に人気があるものと思われまので、検討してまいりたいと思います

なお、返礼品を提供する事業者の方との調整が必要であると、このように考えております。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今言った中で、コンバインやトラクター、田植機等の乗車体験と私言いましたけれども、実は、私の孫が小学校3年生の時に、来た時に、もう稲刈りをやった時に、もう乗りたくて、脇から離れないんです。それで、乗せてやったことがあります。田植機もそうです。東庄町で農業体験、収穫体験等を、このふるさと納税の中の一つに加えていただけたら、もっと納税額が増えるんじゃないかと、考えております。

ちょっとコメントを。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ご意見として承りたいと思います。返礼品について検討してまいりたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

最後に、感想的なことを申し上げます。

一般的な企業であれば、売り上げ目標額を定め、どのくらいの利益を目指すのか、

計画、立案すると思います。本町は、地方自治体であり企業や会社ではないと言われるかもしれませんが、町民からお預かりした税金で、いろいろなサービスを行っております。最小の予算で最大のサービスとすることが行政の一番の目標とするところだろうと思います。

たかがふるさと納税と考えず、目標とする受入納税額をはっきりと定めて、計画立案することが行政の責務ではないでしょうか。そういうことで、お願いしたいと思います。

最後に町長にちょっとお聞きしたいですけれども、長生村では村長さんが先頭に立って、ふるさと納税に取り組んでいます。本町に於ても是非町長さんに、真剣に取り組んでいただいて、来年度はもうちょっと増えるようにしていただきたいです。コメントをお願いします。

議長（山崎ひろみ君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

先程、総務課長が申し上げたとおりでありまして、千差万別いろいろありますけれども、最近の傾向としては、ふるさと納税はデパートが取り扱うというようなことも言われております。ですから、本来の意識と変わっているんですね。ですから先程、長生村の話も出ました。長生村、米が足りないんですね。ですから、他から取り寄せて、それを精米して販売というような返礼品にしております。

お金が集まりますけれども、最近のふるさと納税というのは本当にふるさとのために送るのかということも、問題になっておるんですが、これも総務省あたりが取り上げて、きちんととした形で修正しようということが出ておりました。しかしながら、その勢いに乗ってしまってますので、なかなか食い止めることが出来ない。特に、ひどいところはペナルティを課すということで、先般、町村では佐賀県のみやき町はですね、それを受けて、ストップということになりました。ですから、これもやはり真剣に考えて行かなければいけない制度なんだと思います。本当にその人が、自分のふるさとであるとか、そういうために役立って欲しいという気持ちよりもですね、今は、品物との交換というような、何かそのような事が際立っているような。もう少し慎重にものを捉えながらですね、そしてまた、本当にありがたいなという気持ちが数字上で数値が上がれば良いということではなくて、本当に東庄

町を思って納税していただける、そういうような形の中から生まれればいいかと、このように思っているところであります。いずれにしても取り組む事業に関してはですね、真剣に取り組んでいくということが肝要だと思しますので、今後とも努力してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

最後に、要望を1点、お願いします。

ふるさと納税の受入納税額を定め、目標額達成のため、計画、立案することを要望します。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

次に、10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

10番、城之内です。

令和元年度決算及び財政状況についてと新地方公会計について、質問します。よろしくをお願いします。

最初に、令和元年度決算及び財政状況について質問します。

質問要旨1、令和元年度決算について質問します。

令和元年度一般会計決算においては、歳入68億4,416万7,000円、歳出61億565万2,000円となり、前年度比、歳入で8億3,613万円、13.9%増、歳出は6億2,355万5,000円、11.3%増、歳入歳出差引額は6億8,759万5,000円、実質収支4億8,863万3,000円、単年度収支は1億2,466万3,000円という決算収支の状況下、実質単年度収支において4億701万1,000円の赤字、平成30年度1億5,964万円、平成29年度2億3,121万6,000円、3年以上にわたって赤字が続いているところですが、財政当局の認識を伺います。

歳入の主たる町税と地方交付税については、増加要因を伺います。

併せて、歳入の確保においては、人口減少・高齢化が進む中、基幹的な税である住民税や固定資産税等、税収が減ることも予測されるところです。市町村の歳入確保にとっては重要なこと、財政当局の認識を伺います。

地方交付税については、普通交付税算定における基準財政需要額、基準財政収入額をお聞きします。

併せて、人口減による地方交付税の算定基礎の縮小、基本的には収入が減り、懸念されるところです。併せて伺います。

歳入の13.0%を占める町債について伺います。

町債8億9,090万円のうち臨時財政対策債1億6,300万円、過疎対策事業債7億2,790万円、平成30年度においても町債7億9,990万円、歳入の13.3%を占めます。統合に伴う校舎の大規模改修工事、給食センター建設等ある中ですが、公共施設、社会インフラの老朽化に伴う将来維持更新費の課題もあります。建設費のうち起債発行分は将来の公債費負担を増加させることは確実であり、施設の建設は、新設であれ、更新であれ、維持管理費と公債費という経常的経費の増加を伴います。また、地方債は借金である限り、将来世代の一般財源によって元利償還金を支払っていくことでもあります。

一方で、町債については、普通債は減少していますが、臨財債、過疎債の大幅増が懸念されるところでもあります。

臨時財政対策債については、本来、交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債、後年度の元利償還金相当額については、地方交付税の基準財政需要額に100%算入することとし、償還財源の当てがない赤字地方債とは異なり、自治体の負担にならないように措置されているとはいえ、赤字公債であることに変わりはありません。一般財源の補完として、負担の先送りであることに変わりはないと言えますが、臨財債発行可能額と併せて見解を伺います。

過疎債についても、過疎法は時限立法ですが、過疎対策事業債は地方債の充当率は100%で、元利償還金の交付税措置率は70%という中、ハード分が主となっています。30%は将来負担でもあります。人口減少も顕著であり、財政力も弱い中、計画的な財政負担の軽減、平準化を図ると共に、将来の財政見通しを示す必要があります。併せて認識を伺います。

次に、財政状況及び財政見通しについて質問します。

自治体財政とは、自治体という地方政府の活動をお金の面から捉えたものであり、自治体の経済活動です。財政の流れは、政策の実現の過程でもあります。地方自治体は、健全な財政運営に努めなければならないことが地方自治法第2条に規定されています。ここで健全な運営とは、収支均衡の確保、自主性の確保、財政構造の弾力化などが要請されています。

財政状況が健全であること、十分な公共サービスが提供出来ていること、資源配分が効率的であることが求められます。

財務情報の公開は、説明責任を全うしていく上で不可欠ですし、財政運営の基本です。

国と地方を通じて、財政硬直化が問題とされる中、人件費や扶助費のような義務的経費の負担は重く、社会福祉関係の経費は増加傾向にあり、地方自治体の財政硬直化については、厳しい状況にあるとされます。地方財政の硬直化を示す指標として、経常収支比率が用いられており、経常的経費に充当された財源を経常一般財源で割った値で、一般的には80%未満が望ましいとされ、80%台になると硬直化が始まっていると見る事が出来ます。90%から95%台では、財政硬直化状態にあるとされる所ですが、経常収支比率89.8%、多くの自治体で硬直化傾向にある中ですが、地方自治を支える財政運営の自由度がなくなっていること、地域の事情によって弾力的に政策対応出来る余地が小さくなってきていることは確かです。財政当局の見解と併せて、国の減税分を臨時財政対策債等の赤字地方債で補填してきたため、この分を分母に加えて比率を計算しているため、赤字で低く表されていることに留意する必要があります。

赤字地方債を除いた数値を基準にして、各経常経費充当一般財源の額を見ながら、経常経費の適正な管理をすべきと考えます。併せて認識を伺います。

財政力指数について、伺います。令和元年度の指数0.474、自治体の財政力を表す指標で、指数が高いほど財源に余裕があることを意味するという中、財政力指数はあくまでも基準財政収入額と基準財政需要額を基に算定された結果であって、地方税の収入能力がどの程度なのか、地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示すにとどまる指標と言えます。

基準財政需要額が低く設定されれば、財政の指数は数字的には高くなります。自治体の財政状況を全て明らかにしているとは言い難く、財政運営の一つの目安とし

て捉えるべき指標であると思います。財政当局としての認識と併せて、本町における財政力指数0.474、県内市町村平均0.53、県内においても下位に位置する現況下、歳入の確保は極めて重要な課題であり、基幹的な税である住民税や固定資産税の確実な徴収は、市町村の歳入の確保策の基本です。財政基盤の強化を図る必要があります。併せて認識を伺います。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、人口減少は出生数の低下と同時に、高齢者人口の増加を伴いますから、自治体の経済活動及び税収の基礎となる就業者数の減少と社会福祉の対象者の増加、自治体の行政サービスの増加をもたらします。そのことは少ない税負担で住民サービスを実施しなければなりません。人口減少で施設の需要も減少することから、自治体のストックの減量化を行うことも求められます。

人口減少と高齢化の影響は、基幹的な税目である住民税を納付する住民が少なくなり税収が減ること、そして高齢者福祉を初めとする民生費が増加することが容易に予測出来る中、住民税の収入額の将来推計は、ほぼ人口動態と連動すると言われる中、使用料や手数料の適正化、地方交付税、地方税収の動向等を含め、歳入の確保及び歳出を縮減することも財政改革上は重要です。歳出の合理化、効率化について、併せて考えを伺います。

財政を考える上での基本は、収入を増やすか支出を減らすかしか手段はないと言えます。財源確保に向け、何が必要か、また公共施設、社会インフラの課題も多々ある中、公共施設等の更新、改修等もあります。

将来の財政見通しを考慮した計画的な財政運営が求められます。また、地方債の動向についても、現在の地方債の他に将来借りることになる地方債の借入予定額を含め、10年間分程度は推計しておく必要はあります。将来の財政見通しについて、財政推計を伺います。

一方、基金についても、自ら保有する基金について、単に将来に備えるでなく、その必要性を説明する必要があります。令和元年度末の財政調整基金残高は6億5,466万4,000円となっておりますが、公共施設整備基金と併せて、町として適正額について考えを伺います。

次に、健全化判断比率について伺います。

自治体は住民生活に不可欠な公共サービスを提供しているため、財政は常に健全

に運営されていなければなりません。

地方分権の流れの中で、自治体には国に依存することなく自主財源を確保し、財政運営を行っていくことが求められています。このためには、財政が破綻することを予防する措置が十分に取られている必要があります。

2007年、地方公共団体財政健全化法が成立、平成19年に公布され、平成20年度、全ての自治体が健全化判断比率を公表しました。健全化法は四つの財政指標を設け、その指標が一つでも基準以上になれば、早期健全化団体、またそれ以上に悪くなった場合には、財政再生団体になるという中、関係者は判断比率である四つの財政指標がどのような意味があり、どのようなシグナルをしているのか、理解する必要があります。

本町においては、平成19年度決算における健全化判断比率は、実質公債費比率14.6%、将来負担比率112.9%、大幅に改善されているところですが、財政健全化法で基準を下回っていれば、全て財政状態が健全であると言えるのか。

健全財政とは、健全化判断比率で早期健全化段階にならないのは、むしろ当然であり、これまで財政健全化計画や財政再生計画を定めた団体は、全国的にも全体からすれば少数であり、地方自治体における指標は、通常は財政健全化計画を策定する必要のない水準にとどまっている中、財政指標の基準をクリアしていれば良いのではなく、財政健全化に不断の努力が大切だと考えます。財政当局の見解を伺います。

健全化判断比率について伺います。

財政健全化法の各指標の分母に用いられている標準財政規模をお聞きします。

実質赤字比率について伺います。

実質赤字比率は、収支均衡が財政運営の原則ですので、本来、赤字が生じるべきものではなく、実質収支が黒字であれば、実質赤字比率は示されず、健全とみなされます。しかし、当年度の実質収支は、過年度からの収支と財政調整基金の取崩し、または積立の分を反映しています。そのため、各年度の財政運営の結果は、実質単年度収支を見て判断する必要があります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でない限り、比率がないものとされ、黒字の程度については別途示す必要があります。実質収支比率と併せて伺います。

連結実質赤字比率は、実質赤字比率の対象となる一般会計等に加え、一般会計等以外の特別会計のうち公営事業に係る特別会計と公営企業会計が含まれる、すなわち自治体の全会計がその範囲となり、連結実質赤字額を標準財政規模で除して算定されますが、実質赤字比率も連結実質赤字比率も資金ショートの大さを表すもの、極端に数字が悪くなった時にしか意味をなさない財政指標で、財政健全化法が問題にするのは、極端に悪くなった時だけと言えます。実質収支は基金を崩すことによっても解消出来ます。財政当局の見解を伺います。

実質公債費比率について伺います。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年間の平均である実質公債費比率6.9という中、項目別の内訳の公表も必要と考えます。

実質公債費比率の意味は、一般財源に対する公債費、準公債費の割合の3ヶ年平均であり、基準財政需要額に算入される部分の効果を除いたものです。それが大きいほど財政運営が窮屈であることを意味します。

実質公債費比率の算定における元利償還金、準元利償還金とその内訳、元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額をお聞きします。

併せて、実質公債費比率の分母である標準財政規模には、臨時財政対策債の発行可能額が実際に発行しなくても加算されます。臨財債の発行可能額をお聞きします。

将来負担比率について伺います。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度、経常的に収入される財源に対する地方債残高を初めとしたストックベースでの一般会計等の将来負担額の割合を算定する比率です。

いかなる将来負担額が、どの程度存在するかが重要なポイントになります。将来負担額を構成する、それぞれの要素については、その内容を検証することや開示することが重要です。

将来負担額及び項目別の内訳をお聞きします。

次に、質問事項2、新地方公会計について質問します。

最初に、新地方公会計の意義及び目的と活用について伺います。

地方公会計の整備については、平成26年に統一的な基準が示され、平成29年

度までに統一的な基準による財務書類等を整備するよう要請されたところであり、地方自治法に基づく財務報告は、現金主義会計による決算であり、統一的基準による新地方公会計は、発生主義により現金主義では見えにくいフロー、ストック情報を総体的、一覽的に把握することが可能となり、現金主義会計による予算・決算制度を機能とすることが企業会計方式を取り入れた新地方公会計の財務書類の役割と言えます。発生主義を取り入れることで、現金主義では見えにくい減価償却費や退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となります。また、複式簿記を採用することで、単式簿記では見えにくかったコスト情報、ストック情報が見える化され、議会や住民に対し財務情報を分かりやすく開示することによって、説明責任の履行や行政内部の資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用出来、マネジメント強化、財政の効率化、適正化に有効となり、世代間の公平性、行政サービス提供の持続可能性等を含めた財政分析が可能となります。

議会、議員は、これら財務書類を活用して、当該団体の行政活動の経済性、効率性、有効性を評価し、実現する責務があります。

公会計情報は、従来の予算・決算などの制度情報を補完するものですが、自治体全体の財政状況などを包括的に把握します。

統一的基準によって財務書類が作成されることで、借金や将来の負担額、土地や建物の資産などの全体が把握出来ると共に、他市町村との比較が可能になります。財政の見える化により、無駄の削減や行政の効率化がしやすくなります。

統一的基準による新公会計の意義と現在の財務状況をどのように評価しているか、併せて財政担当としての見解を伺います。

併せて、行政側は単に予算や財務書類の開示、財政情報や関連データ等の公表だけでなく、税金の使い道、予算執行の結果に関する情報提供を住民に分かりやすく、理解出来るように明瞭かつ簡潔に公表する必要があります。財政当局の認識と取組について伺います。

一方、新たな公会計の導入にあたっては、単に財務書類の作成、公表にとどまることなく、それをいかに活用するかが極めて重要な要素となります。具体的にどのように役立てていくのか、行政の認識と取組についてお聞きします。

財務書類について質問します。

地方公共団体は、統一的基準によって財務書類を作成し、より一層の透明化と見

える化を図り、その作成した財務書類を活用していかなければなりません。財政をどのように説明し、議会審議や予算編成で活用していくか自治体の姿勢が問われます。

財務書類は、本表である財務4表の他に附属明細書と注記から構成されており、附属明細書と注記には、本表を読み解くために必要な補助的情報が盛り込まれています。行政のみならず、議会、議員は情報を読み解き、利用し、積極的に活用する姿勢が求められます。

財務4表についてお聞きします。

最初に、貸借対照表について伺います。貸借対照表は基準日における地方公共団体の財務状況、資産・負債・純資産の残高及び内訳を明らかにすることを目的として作成するもので、経済的価値のある資源、金銭的な資産、債権、土地、建物、道路などと、将来の現金流出が確実な債務、地方債残高、退職金手当引当金などの全てを一覧出来る形に整理して示します。

統一的な基準による財務書類の基となる固定資産台帳には、所有する全ての固定資産について取得価額、耐用年数等が記載されており、将来の施設更新必要額を推計することが出来ます。

有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出し、この有形固定資産減価償却率を資産老朽化比率として把握することが出来、公共施設等マネジメントへの活用、老朽化対策の優先度、更新時期の平準化等、適切な資産管理につなげることも期待されます。

有形固定資産減価償却率をお聞きします。この比率が高いほど有形固定資産の老朽化が進んでいると推測されます。

併せて、施設類型別の老朽化比率について、公民館、学校施設について伺います。インフラを含む公共施設等の老朽化対策が課題となっている中、将来の施設更新必要額をシミュレーションしておく必要があると考えますが、見解を伺います。

自治体の資産は住民への行政サービスに使うものでもあります。住民1人当たり資産額を伺います。併せて住民1人当たり負債額と住民1人当たり純行政コストを伺います。

次に、行政コスト計算書について伺います。

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用、収益の取引高を明らか

にすることを目的として作成するもので、一会計期間中の行政活動について、税金等賄うべきコスト、純行政コストが明らかになるものです。

地方公会計では、税金等を行政コスト計算書ではなく純資産変動計算書に振り替えられます。

行政コスト計算書は、行政サービスの原価やトータルコストとこれに対する収入が計上されて、行政コストの純額が計算されているものであり、行政サービスの対価として収受すべき使用料及び手数料の決定プロセスと金額の妥当性を検証することが出来ます。使用料決定のためには、コスト計算が必要です。行政の認識と取組を伺います。

一方、現金支出を伴わないコストを見える化するのが行政コスト計算書の受け持つ大きな役割でもあります。減価償却費がその代表例です。物件費等の中に減価償却費が計上されています。今後の公共施設の維持管理や更新、施設使用料の設定等を検討する際に重要となるコストと考えます。認識を伺います。

純資産変動計算書についてお聞きします。

純資産変動計算書では、行政コスト計算書には表れない、純資産の増減した要因を示し、財源と資産形成充当財源の二つの要素から構成されます。税金等が収入として扱われないこととしています。純資産とは、現役世代が既に負担したと考えられる資産を表し、純資産の減少をもって将来世代へ継承する資源の減少と捉え、その増加を将来世代へ継承する資源の増加として位置づけております。次世代へ継承する資源の多くは固定資産となります。

町の状況認識と併せて、資産と負債のバランスを表すのが純資産比率です。純資産は、資産と負債の差額であり、比率が高いほど財政破綻のリスクが低いと言えます。純資産比率をお尋ねします。

資金収支計算書についてお聞きします。

実際の現金の流れを見る財務書類が資金収支計算書、資金の源泉と用途を示す計算書であり、現金及び現金等物価の変動を説明する計算書であり、活動別に、行政活動、投資活動、財務活動に分類され、自治体がどのような活動に資金が必要であり、どのように使ったかを読み取ることが出来ます。

資金収支計算書は、決算書を要約することで作成することが出来ます。収入と支出を要約表示し、一表にまとめたものです。財務的収支は、基礎的収支が支出超過

の場合、どのように資金の調達が行われていたかを示し、収入超過の場合は、余剰資金の用途が示されます。町における状況と併せて、財政運営における地方公会計における取組、財務書類の活用についての考えを伺い、一括での質問を終わります。

2回目からは自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は午後2時35分とします。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

城之内議員のご質問にお答えをします。

質問事項1、令和元年度決算及び財政状況についての、質問要旨1、令和元年度決算についてお答えをします。

令和元年度の一般会計決算額ですが、議員の言われるとおり、3年にわたり実質単年度収支が赤字となっております。

これは、平成29年度より開始しました小学校統合事業や給食センター建設事業などのハード事業の影響により一時的に赤字となっているものと考えております。今後の実質単年度収支について、十分に注意深く見ていこうと考えております。

次に、町税と地方交付税の増加要因でございますが、歳入のうち町税では法人税の増などにより前年度と比較しまして3,039万1,000円、率にしまして2.1%増。また、地方交付税は、普通交付税、特別交付税、共に増加となっており、8,953万8,000円、率にしまして5.3%の増加となっております。

普通交付税では、臨時財政対策債発行可能額が減少したことや基準財政需要額の増加により、交付基準額が増額となっております。

次に、交付税の基準財政需要額及び基準財政収入額についてでございますが、臨時財政対策債振替後の普通交付税の基準財政需要額は30億6,860万3,000

0円、基準財政収入額は14億4,147万9,000円となっております。今後、普通交付税算定の基礎となる人口が減少すると、基準財政需要額が減少すること、また住民税などの税収の減収が予測されるところでございます。

続きまして、町債についてでございますが、町債につきましては、現在、財政措置が有利な過疎対策事業債及び臨時財政対策債を中心に借入れを行っております。しかしながら、過疎対策事業債については、交付税措置がされない部分がございますので、将来、負担を残すこととなります。活用の仕方といたしましては、法の整備など、将来世代にも負担していただくことが妥当とされる事業である建設事業債の代わりに過疎対策事業債を活用していくといった状況でございます。

過疎地域自立促進特別措置法の延期等につきましては、現時点で明示されていない状況でございます。また、臨時財政対策債の償還額でございますが、令和3年度をピークに減少する見込みでございます。

今後の財政状況を見ながら、なるべく将来負担の少なくなるように借入額の抑制に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問要旨2の財政状況及び財政見通しについてお答えを申し上げます。

まず、経常収支比率でございます。令和元年度の経常収支比率は89.8%となっておりますが、臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率は94.0%となります。総務省が発表している経済白書によりますと、平成30年度の全国市町村の経常収支比率につきましては、平均で93.0%、臨時財政対策債を除くと98.7%となっており、全国平均を下回っております。しかし、経常収支比率は上昇傾向にあり、財政の弾力性が失われつつあると認識しておりますので、一般財源の確保及び経常経費の抑制に努めていく必要があると考えております。

続いて、財政力指数についてでございます。数値の上下については、言われるように基準財政需要額が大きく影響しています。基準財政収入額の計算の基礎となる町税収入などが増加していても、それ以上に基準財政需要額が増加すると財政力指数は下がることとなります。財政力指数は、財政運営の一つの目安にはなりますが、それに関わらず、財政基盤の強化は重要な課題として捉えておくべきだと考えております。

町税収入の43.4%を占める個人住民税は、人口減少に伴い、減収が見込まれるところでございます。

続きまして、歳出の合理化、効率化についてでございますが、近年、扶助費などの増額により、経常的経費が増加しております。今後は歳出の合理化、効率化により、歳出の削減を図っていく必要があると考えております。

次に、財政推計についてでございます。

今後の財政運営ですが、今現在、明確な財政推計は行っておりません。今後、過疎地域自立促進特別措置法や新型コロナウイルス感染症による町の財政の影響など、不透明な部分がございますが、これらを勘案しながら、財政推計を行っていくことが重要であると考えております。

次に、財政調整基金公共施設整備基金の適正額についてのご質問がございました。財政調整基金の適正額ですが、財政規模により積立額を考える必要があります。町で、財政調整基金について、標準財政規模の15から20%程度が適正額と考えております。町の令和元年度の標準財政規模は36億1,054万7,000円でございますので、その15から20%であります5億円から7億2,000万円程度を目安と捉えております。

また、公共施設整備基金ですが、公共施設等総合管理計画によりますと、平成29年から40年間での公共施設に限定した更新費用の財源不足額は簡易シミュレーションで約11億円と見込まれております。基本的な考え方としましては、まず、財政調整基金を確保しまして、その後、出来る限り公共施設整備基金を積み立ててまいりたいと、このように考えております。

次に、質問要旨の3番目でございます健全化判断比率についてお答えを申し上げます。

健全化判断比率の4指標には、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準が設定されておりまして、この数値を超えると早期健全化団体、財政再建団体となります。これらに該当すると、財政が非常に危険な状態に陥っていることを示すものでございますが、この数値を目安として考えるのではなく、健全化に不断の努力が必要であると考えております。

また、各指標の分母に用いられる標準財政規模は、先程財政調整基金積立額で申し上げましたとおり、令和元年度は36億1,054万7,000円となっております。

ます。

続いて、実質赤字比率でございます。令和元年度の一般会計の実質赤字比率は黒字となっており、実質収支額4億8,868万3,000円を標準財政規模で除しました結果の13.53%の黒字となります。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、全ての特別会計及び公営企業会計を合算したものとなり、19億2,715万円、53.37%の黒字となっておりますが、これらの数値は各種基金の取崩しや起債の発行により赤字の解消や黒字額が増えるといったこととなります。

次に、実質公債費比率についてでございます。実質公債費比率の算定に用いた数値ですが、元利償還金4億3,731万7,000円、準元利償還金、公営企業や一部事務組合が起こした起債に対する償還負担分でございますが、この準元利償還金が1億4,650万4,000円、これらに対する基準財政需要額算入額は、3億6,979万5,000円となり、標準財政規模に含まれる臨時財政対策債発行可能額は1億6,331万9,000円となっております。

次に、将来負担比率ですが、算定には地方債現在高、債務負担行為支出予定額、公営企業及び一部事務組合負担見込額については、退職手当負担見込額の合計額から充当可能財源を差し引くことで求めることができます。

令和元年度で算定した数値は、地方債現在高40億2,556万6,000円、債務負担行為支出予定額1億7,227万3,000円、公営企業及び一部事務組合負担見込額6億4,622万6,000円、退職手当負担見込額10億3,843万4,000円、合計しまして、将来負担見込額が58億8,249万9,000円となります。これに対しまして、充当可能財源の合計は、59億8,641万3,000円となっております。

充当可能財源の内訳は、充当可能基金13億2,163万1,000円、基準財政需要額算入見込額、これは地方債などのうち交付税で措置される見込額でございますが、こちらが46億6,478万2,000円となっております。

以上、差引きにより将来負担額がゼロとなっております。

次に、質問事項2、新地方公会計についての質問要旨1、新地方公会計の意義及び目的と活用についてお答えいたします。

まず、統一基準による新公会計の現在の財務状況についてでございます。新公会

計制度は、発生主義、複式簿記といった民間企業の会計手法を取り入れ、資産や負債、資金の流れなどの財務状況を明らかにするものでございます。統一的な基準の導入により、他団体との比較が容易になります。

現在の町の状況でございますが、資産につきましては、これまで形成した資産は他団体と比較し、多くはございません。これらの資産は現世代までで負担した割合がかかるものの、老朽化率が高くなっており、今後の維持管理等にコストがかかってくると思われま

す。また、基礎的財政収支が赤字となっているため、歳入歳出のバランスを注視する必要があるものと分析しております。

次に、財務書類の公表、活用についてでございます。各財務書類につきましては、議会で報告した後、町のホームページで公表しております。しかしながら、現況では、公表するにとどまっておりますので、今後、有効に活用していけるように努めてまいりたいと思

います。次に、質問要旨2、財務書類について、お答えを申し上げます。

まず、貸借対照表についてでございます。一般会計の平成30年度決算における有形固定資産減価償却率は49.4%、公民館、学校施設の老朽化率は54.4%となっております。公共施設の老朽化対策ですが、町では平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しておりますが、計画策定後に増減があった資産もありますので、貸借対照表を参考にしながら、必要額について算出する必要があると思われ

ます。また、住民1人当たりの資産額が114万3,000円、住民1人当たりの負債額は34万6,000円、住民1人当たりの行政コストは32万4,000円となっております。

次に、行政コスト計算書についてでございますが、民間企業でいうところの損益計算書に当たるもので、当該年度の行政活動による発生コストと住民の受益者負担などとの関係を示しております。純行政コストに対する経常収益の比率が3.4%となっております。

また、行政コスト計算書により、減価償却費が把握出来ますので、これらの数値をそれぞれの部門の特徴や類似団体等と比較しながら、受益者負担の水準について見直しをしていく必要があると認識しております。

次に、純資産変動計算書についてでございます。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部における会計年度中の動きを表しておりまして、純資産比率は69.7%となっており、現世代までで負担した純資産の比率が高めだと考えられます。

次に、資金収支計算書についてでございます。資金収支計算書は、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の三つに区分し、それに対応する財源を収入として表したものでございます。業務活動収支で生じた1億3,304万5,000円、財務活動収支で生じた3億7,798万1,000円の収支余剰で投資活動収支の不足分に回しているという状況となっております。

以上、申し上げましたが、今後、これらの財務書類につきまして、出来るだけ速やかに作成するようにして、それを活用した予算編成や財務活動が出来るよう、努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

いろいろ聞きたいですね。まず、令和元年度決算についてです。

実質収支4億8,863万3,000円の黒字ということなんですけれども、実質単年度収支、今、3年続いて赤字ということ。これは単年度収支だったらかなり厳しいと言えますが、実質単年度収支、3年にわたって赤字が続いているということ。やはりこれ、基金を取り崩しているだけのことですよ。基金を取り崩して収支を出す。厳しい財政運営が続いているのは確かだと思います。それについては、財調を取り崩しての財政運営が続いていること、そういうのを考えると、これは取り組んでいかなければならないと思います。これは答弁はいいですけども。

ただ、その中で、経常収支比率の指標が上がってきているということ。それはもうかなり厳しくなっていることは確かです。他の自治体と比べても、90%を超えるところが多く他の自治体ほどではないですけども、ずっともう上がってきていますから、やはりこれ、もう90%すぎると投資的経費とか、財政硬直化が進んでいることは確かですから、難しいのは分かりますけれども、取り組んでいた

だきたいと思います。

それと町債については、普通債は減少していますが、臨財債、過疎債は大幅に増加しています。また、交付税措置されるということは、将来世代への負担の先送りであり、現役世代にすれば、財源の先喰といえます。臨財債については、地方交付税の振替ですから、必要といえれば必要でしょうけれども、ただ、この頃の決算の状況を見てみると、4億円、5億円の実質収支、まさしく出ているわけですから、その中で臨財債を起債しなくても運営は出来るわけですが、その辺の臨財債があるからといって、使うのではなくてそれとこのところ、これを見てみると臨財債を1億5,000万円、2億円、起債しておいて財調に1億、この手法をやっているわけですね。確かに経営努力は大事だろうと思いますけれども、借金をして財調へ交付税措置されるとはいえ、やはり現役世代が財源を先喰、若い世代へ負担を先送り、これは確かですから、やはりその辺を考えて、財政運営上は分かりますが、検討していただきたいと思います。

この辺、どうですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われるように、臨財債についても、過疎債についても、借金でございますので、十分に精査をして、活用してもまいりたいと思っております。

臨財債もかつては臨財債を借りないで運営していた時代もありました。最近については、財源不足から臨財債の借入れも致し方ないという形で進めているところでございます。

今後、決算見込みと合わせながら借入れについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

あと、それと別に健全化比率についてでございます。やはり課長からいろいろ聞きましたけれども、全体の説明があったのは、それだけの話だけで、多分これは検

討、分析するには、別のものがないと検討も何も出来ないことであって、実質公債費比率にしても、元利償還金、準元利償還金など具体的な内訳、この辺の部分の分析というか、その部分が必要になると思います。これは議員として検討・分析するのは当然のことだと、それがないと分析もなにも出来ないことであって、それと健全化判断比率の数字が下回っていけば、健全ということはあり得ないこと。ある意味本町においては改善されかなり下回っており健全ではあるけれども、実質公債費比率にしても、比率が18、19%くらいまでで、かなり起債について制約を受けるわけですから、下回っていけば、健全ということはあり得ないわけですから、それは我々議員として、それを分析していく責任はあると思います。その辺はこれからでしょうけれども、健全化比率の内訳の話で、実質公債費比率のうちの将来負担額がどれくらいあるのか、どうなっているのかというような、検討するために必要だと思いますが、やはり公表の時にそれをつけるなど考えていただきたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員言われる健全化判断比率や資金不足比率等、財務書類等、分析の内容を皆さんが利用出来るようにしてまいりたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

健全化判断比率はともかく、これ財務書類については、付属明細書にありますから、それを検討すると言われることは分かりますけれども、ただ、それを発表するというか、公表するだけじゃなくて、こういうことだからこうなりましたぐらいの説明とか、した方がいいと思います。どうですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

おっしゃるとおり健全化判断比率等について、説明出来るように今後してまいりたいと、このように思います。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

健全化判断比率、それと財務書類についても、これは公表というか、説明があったのが、9月定例会終了後の全員協議会だったと思うんですけれども、やはりこれ、新地方公会計でも、決算との関係、決算情報を補完するものですから、その決算の審議を終わった後に出しているという部分があるんですけれども、この辺はどうですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

お答え申し上げます。数値を算定するにあたり、一部事務組合など、あらゆる団体の関係がございますので、こちらとの関係を考慮しながら、出来るだけ早期に作成するようにしてまいりたい、このように考えております。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

財務書類、健全化判断比率については、やはり決算審査の中、中というよりも、前に出してもらえたら、それによって審査が出来るわけであって、決算審査により認定されて、それでその附属的というか、資料を出されても、ではその部分はどうなるのという部分がありますから、やはり法改正でも決算のかね合いがあるわけですから、また総務省でもそれを利用して説明するという事も総務省局長通知を出しているわけですから、その辺は考えていただいて。

それともう一点、議会終了後、全協で示されていたのは、健全化判断比率令和元年度、財務書類は平成30年度、これは同じ日に出せるんじゃないですか。何でこれは1年違うんですか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

財務書類につきましては、細かい部分もありまして、鋭意努力しているところな

のですけれども、先程も申し上げましたとおりこれについても早期に作成するよう
にしてまいりたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

これは決算資料なんだから、同じものじゃないと、財務書類が1年遅れだと、ち
よっとつじつまが合わないというか、整合性がないと思うので、出来れば、出来れ
ばというよりも、出来ると思います、決算の指標ですから。ましてや一般財務会計
については、基準日は3月31日とは言え、出納整理期間がありますから、5月で
すか、というのがありますがけれども、発生主義による決算であればその都度、出来
るわけですから、早めるというのは可能だと思うんです。

議長（山崎ひろみ君）

答弁、要りますか。

10番（城之内一男君）

はい。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

鋭意早期に作成出来るようにしたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

10番、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

当然、決算の資料で決算のあれですから、やはり健全化判断比率も財務書類も同
じ年度じゃないと整合性が生まれないと思います。厳しい面は財政担当としてある
かもしれないですがけれども、それは十分検討していただきたいと思います。要望し
て終わります。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。本日はご苦労さまでした。

(午後 3時10分 延会)